

官報

号外

昭和二十七年三月二十九日

○第十三回 衆議院會議録第二十七号

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)

議事日程 第二十六号

午後一時開議

第一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法律府関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

第二 公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

第三 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
日稱第三 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日稱第一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法律府関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)
日稱第二 公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
道路整備特別措置法案(内閣提出)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)
文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
公職に関する就職禁止、退職等に關する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出)

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 商品取引所法の「部」を改正する法律案

特別訓達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
法律府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
特定道路整備事業特別会計法案(内閣提出)
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)
外国人登録法案(内閣提出)

午後五時三十分開議
○議長(林義治) これより會議を開きます。
この際暫時休憩いたします。
午後五時三十分休憩
午後六時三十分開議
○議長(林義治) 休憩前に引き続き會議を開きます。

第三 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(林義治) 日稱順序變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、日稱第三を繰上げ上げし、その審議を進められんことを望みます。
○議長(林義治) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林義治) 御異議なしと認めます。よつて日稱の順序は變更せられました。

日稱第三 商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。通商産業委員会理事高木市之助君。

商品取引所法の一部を改正する法律案
商品取引所法の一部を改正する法律案
商品取引所法(昭和二十五年法律

第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項に次の一号を加える。

七 會員又は商品仲買人の数の最高限度を規定したときは、その最高限度
第十五條第一項第一号中「所在の場所の下に、會員若しくは商品仲買人の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度」を加える。
第十九條第二項第一号中「會員となつた日」を「會員となつた日以前三十日以内の日」に、同項第二号中「届出日前」を「届出日より前」に改める。
第二十條第一項中「及び第四号を」を「若しくは第四号」に、「變更しようとするときは」を「變更し、又は會員若しくは商品仲買人の数の最高限度を規定し、變更し、若しくは廃止しようとするとき」に改め、同條第二項に次の一号を加える。

四 變更の申請が會員又は商品仲買人の数の最高限度の設定、變更又は廃止に係るときは、その設定、變更又は廃止の理由を記載した書面
第二十五條の次に次の一條を加える。
(會員の數)
第二十五條の二 取引所は、その定款をもつて、會員の数の最高限度を規定することができる。
第四十條中「その者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、」を「当該取引所の上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第四十二條の次に次の一條を加える。
(商品仲買人の數)
第四十二條の二 取引所は、その定款をもつて、商品仲買人の数の最高限度を規定することができる。
第四十四條第一項中「第四号及び第五号をそれぞれ第五号及び第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 第二号の支店その他の従たる營業所又は事務所でそれぞれ商品市場における売買取引の委託を受ける商品
第四十四條第二項を次のように改める。
2 取引所は、前項の登録申請書を受理したときは、遅滞なく、定款で定めるところにより、登録申請者が商品仲買人として当該商品市場において売買取引することについて承認をしかつて、これを決定し、その決定の内容を記載した書面を添附して、その登録申請書を主務大臣に送付しなければならない。
第四十七條第二項中「前項に規定する」を「当該商品市場において売買取引の委託を受けるものとして第四十五條第一項の規定による登録がしてある」に改める。
第四十八條第一項第四号の次に次の一号を加える。
五 登録申請者が商品仲買人として当該商品市場において売買取引することについて取引所が承認をしないこと。
第四十九條第一項中「第四十四條第一項第一号、第二号、第四号又は

第五号に掲げる事項について変更があつたときは、第四十四條第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更したとき、同條第二項但書中「第四十四條第一項第二号又は第四号」に、同條第三項中「第四十四條第一項第三号に掲げる事項」を「第四十四條第一項第三号に掲げる事項中その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品」に、同條第四項中「第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條第二項」を「第四十四條第二項（前項の規定による変更の申請がその者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品の追加に係る場合に限り）、第四十五條に、第四十五條第二項、第四十六條第二項、第四十五條第二項及び前條第一項第四号」を「第四十五條第二項、第四十五條第二項並びに前條第一項第四号及び第五号」に、「第四十五條第一項」を「第四十四條第二項中「登録申請」とあるのは「登録変更申請」と、「登録申請」とあるのは「登録変更申請」と、第四十五條第一項に改める。

託を受ける商品を追加する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に對し、当該商品又は營業所若しくは事務所に對するの仲買保証金を預託しなければならぬ。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該商品について、又は当該支店その他の従たる營業所若しくは事務所で商品市場における売買取引の委託を受けてはならぬ。

第五十一條第一項中「その旨を主務大臣に届け出なければならぬ」とを「その旨の届出書をその者の所屬し、又は所屬していた取引所を經由して、主務大臣に提出しなければならぬ」と、同條第三号中「商品市場」を「商品市場に、同條第二項中「その旨を主務大臣に届け出なければならぬ」とを「その旨の届出書をその者の所屬し、又は所屬していた取引所を經由して、主務大臣に提出しなければならぬ」と改める。

第五十條を次のように改める。

(登録の変更と仲買保証金)

第五十條 商品仲買人は、商品市場において売買取引する商品を追加し、新たに商品市場における売買取引の委託を取り扱う支店その他の従たる營業所若しくは事務所に設置し、又は商品市場における売買取引の委託を取り扱う支店その他の従たる營業所若しくは事務所で商品市場における売買取引の委託を受ける商品を追加する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に對し、当該商品又は營業所若しくは事務所に對するの仲買保証金を預託しなければならぬ。

2 商品は、商品市場における売買取引に基く債務の不履行に因る債権に關し、前條第一項の規定により同項に規定する會員保証金、仲買保証金及び売買保証金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該売買取引の相手方たる會員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

3 會員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の會員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の會員は、第二項に規定する売買取引の相手方たる會員に對し、求償権を有する。

第九十一條第一項中「法人である場合には、その役員」の下に「及び自己の使用人であつてその所屬する取引所の定款で定める資格を有し、且つ、その定款で定める登録を受けたもの」を加える。

第九十二條第一項中「決済を將來において行ふ売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過當な投機を防止することによつて、」を削る。

る過當な投機を防止することによつて、」取引所又は會員の行為がこの法律に基く命令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分又は当該取引所の定款、業務規程若しくは受託契約等に違反し、又は違反する虞がある場合に於いて改める。

第九十一條第一項中「決済を將來において行ふ」を「商品市場における商品価格を急激に又は不合理に変動させる過當な投機を防止することによつて、」を削る。

第九十二條第一項中「決済を將來において行ふ」を「商品市場における商品価格を急激に又は不合理に変動させる過當な投機を防止することによつて、」を削る。

第九十三條第一項中「決済を將來において行ふ」を「商品市場における商品価格を急激に又は不合理に変動させる過當な投機を防止することによつて、」を削る。

○高木吉之助君發議 大だいま議題と相なりました商品取引所法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

昭和二十五年法律第二百三十九号は、施行後一箇年有半をけし、その間には設立せられた取引所は十二箇所に及び、兩米田邊な發展を見つ、國民経済の適切な運営に資與して參つておるものであります。御承知の通り、同法は、商品取引所の組織、商品市場における売買の管理等について定めておるものであります。その施行後、取引所における商品取引の安全、取引所自治の伸張等を期する上において、現行條度に適當な改竄を加えるなど、なお一段の發展を講ずることが適當と考へられましたので、所要の改正事項について、これを立法化することとしたのであります。

本法律案は、右の趣旨にかんがみ、大要左のような補正を内容としておきます。まず第一、商品取引の安全を強化するんため、取引所は會員または商品仲買人の定員を設けることができるとするものと、仲買人の使用人で取引所の登録を受けた者、すなわち外務員をして委託の職務に従事させることができるものとしたこととあります。さらに、改正法の眼目であるところの特別担保金の制度を設け、相互連帯の形式を採用したことであります。第二、商品は、商品取引所の自治の伸張をはかるため、商品仲買人の登録について取引所の事前の承認を認め、その届出書は取引所を經由するものとしたこととあります。第三、商品は、商品取引所會員または商品仲買人に対する監督に對して遺憾なきを期するため、関係諸文を修正いたし、あわせて若干法文の字句を修正したものであります。

本法案は、去る三月七日、委員会に付託せられ、越えて三月十一日、政府より提案理由の説明を聴取したのち、より審議を要するものとして本委員会は十三

の貸目未ださらし東西輸入中止諸般聲明の昨二十八日の銀紙市況は、英銀高相場を伝へた／＼大暴落を演じました。相場はまた／＼大暴落を演じました。結果に大阪繅糸の定期相場は、ポンド当り一百九十円台に陥落をいたしました。一り換算七万八、九千円と、簡単に一万円台を割つてしまひまして、前日の一万二り当り金額からいたしするならば三千円もの暴落をいたしてしまひました。この相場を、一年前の、昨年一月の相場、一、二、二十五万円から見ると、実に三分の一以下の値段であります。いかにコストの安いメーカルの製品といへども、これでは原価

實力の増強によつて、世界経済の低落を
受災によりまして、物価が急に上昇を
いだし、日本の手持ち外貨を一掃に使
い盡してしまひまして、いわゆる一洗
而仕に陥つたものは、資本金の数倍に
も余つたような莫大な負債だけになつて
しまつたのであります。この事態は、
後日本経済界の最大の経済的失態であ
つたと断ぜざるを得ないのであります
が、日本政府自体、その責任の一半は
どうしても背負わなければならぬの
であります。(拍手)

しかしながら、その後商社の再建整
備にあたりましては、政府はみすかだ

は、斷固として日本すりの米さうし線布の輸入停止措置に出ました。この恐
慌相場をつくる原因は、こゝから生れ
たのであります。(拍手)皆さし御承知
のように、對英未さうし線布の輸入
停止されましたと、それだけで日本
の貿易は一月百億圓もの輸出がと
まうことに相なるのであります。爲
手。その結果、單にそれは英國だけ
ではありません。ポンドの、いわゆる
英帝國のブロツクにまでこれを押し進
めて行くとするこの措置がさらに彼
底をいたしますならば、わが國の輸

する日本側の対策はどういうものであるか、事直に私はここで見解を表明していたが、輸入税の面では、（指手）英債が輸入税額をいたしまして、これが全邦ノ國に及びますならば、これは莫大のことになるものであります。が、逆に、先般米、政府は日本側の輸出税額を行っております。ところが、向うの方は、輸出税額ではなしに、全面的に日本の輸出税を禁止しようとしておるのであります。これは、まあ、おちからは輸出を制限する、向うからは輸入を禁止する、という措置になりますと、いかにも、ちぐはぐな事態で

それはそれといたしまして、当面市況を壓迫しておりますところの貨物を貯蓄しては、政府は経済的な責任を行いますか、あるいは政府の購買上げのごとき緊急政策をする意図はないかどうか、この点をお尋ねをたしておきたいのであります。アメリカにおいては、経済界の安定を第一として、商品金融会社のごとき側を強化しまして、組織的、恒久的なる現金政策をとつておるのでございす。日本経済は、俗にいふゆる政策といひかれておるのでございまして、

10

禁止令（昭和二十四年政令第三
百八十九号）
三 財閥癒合の禁制を禁止せしめ、
此の政令（昭和十五年政令第
七号）
四 外國人の参入を禁ずる臨時措置
法令（昭和二十五年政令第十二
号）

五 連合國人に対する戦争事件等
 特別措置令（昭和二十五年政令第三百二十号）
 六 占領目的限る行為規範令（昭和二十五年政令第三百二十五号）
 七 近衛陸海軍大将及び陸海軍特務連絡予備員等であつた者の調査に關する件（昭和二十一年内務省令第三百十号）
 八 出生、死亡及び死産の證書に關する件（昭和二十二年司法省令第九号）
 九 厚生省令第一号

（廃止し、新令で置き換へて経過規定等）

- 3 前二項に規定するものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過的措施は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 法務省設置法（昭和二十二年法

用だけは賤士といふ。まことに古國軍に對する忠勤なりを現わしてゐるのであります。元來、當國ならば懸賞されたい行爲が、古國治下なるがゆゑに、

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改

臨時特例として、憲法的に処置を受け
てゐるものであるから、独立国とな
り、當然に専断したといふのである
らば、過去の占領下なるがゆゑの処置
は全部解除すべきが当然でありま
す。これが国民感情とも一致するの
であります。しかるに、占領下の既決
未決はものゝし、いまだ検査、起訴を
見せる案件までもはじり出として、検
察、起訴、起訴は従前の例の通りす
るといふことでありますから、占領
制度の継続は憲法的にここに現れ、外
國帝國主義に対する日本官憲の香火的
忠誠を遺憾なく發揮してゐるのであ
ります。

一々私はこの二例をあげるとま
はあります。本法案が設けた防止
在の区別といふことを聞かす、立案の
真意は、結局のところ、占領制度の
継続と、再軍備の遂行と、戦争へ
の加担を保障するものであるものであ
ります。(拍手) 憲法的なる國民地立法を
山ほどおつくりなさい。平和と真の独
立を急務とする國民は、平和と独立達成
のためのこのじやまのみに對しては、
いかなる權威も認めるものではあり
ません。法律あつての國民ではなく、
國民あつての法律であります。

日本共産党は、國民とともに、憲
法的なる本法案に對して、断固として反
對するものであります。(拍手)

○議長(林義治) これにて討論は終
局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報
告は可決であります。本案を委員長の
報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

○議長(林義治) 起立多数。よつて

道路整備特別措置法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路を新設し、又は改築する場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「道路」とは、道路法(大正八年法律第五十八号)第一條に規定する道路をいい、同法第二條に規定する道路の附属物を含まないものとする。

2 この法律において「料金」とは、建設大臣又は道路の管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいふ。

第三條 建設大臣は、道路が左の各号に規定する条件に該当する場合に限り、道路法第二十條第三項の規定にかかわらず、自ら当該道路を新設し、又は改築(鋪設を含む。以下同じ)して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行又は利用者が、その通行に因り著しく利益を受けるものであること。

二 通常他の道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

三 当該道路の新設又は改築に要する費用が償還を要するものであること。

2 料金の額は、当該道路の通行又は利用に因り通常受ける利益の限をこえないものでなければならない。

3 前項に規定するものの外、同項の料金の額の基準は、政令で定める。

4 建設大臣は、第一項の規定により徴収する料金を決定し、又は変更しようとする場合においては、その料金につき、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

5 建設大臣は、料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、官報でその額及び徴収期間を告示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合においても、同様とする。

(管理者の意見の聴取)

第四條 建設大臣は、前條第一項の規定により道路を新設し、又は改築しようとする場合においては、あらかじめ、当該道路の管理者の意見を聞かなければならない。

2 前項の規定により道路の管理者が意見を提出しようとする場合においては、その統轄する地方公共団体の議会の諮問をしなければならぬ。

(料金の徴収の對象)

第五條 第三條第一項の規定による料金は、同項の規定により新設し、又は改築した道路を通行し、又は利用する道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二條第四項に規定する諸車及び無軌道電車から徴収する。但し、同法

第十條第三項に規定する緊急自動車その他の政令で定める車両については、この限りでない。

2 建設大臣は、前項の規定による申請を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を與えることができる。

第六條 道路の管理者(都道府県知事及び市長である場合に限る。以下本條、第七條及び第十條において同じ)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、且つ、当該道路が第三條第一項第一号及び第二号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受け、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 第三條第二項、第三項及び前條の規定は、前項の規定による料金について準用する。

3 道路の管理者は、第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問を諮問し、左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事予算及び資金の貸付希望額

三 工事の着手及び完成の予定年月

四 收支予算細目

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

八 建設大臣は、前項の規定による申請を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を與えることができる。

5 道路の管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路の管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

7 建設大臣は、第一項又は第五項の規定による許可をしようとする場合においては、第三項第五号の料金に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

8 第三條第五項の規定は、道路の管理者が料金を徴収しようとする場合及び当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「官報」とあるのは、「道路の管理者である都道府県知事又は市長

の定める方法」と読み替へるものとする。

(資金の貸付)

第七條 建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、昭和二十七年四月以降三年間を限り、第三條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者の統轄する地方公共団体に對し、その申請に基き、当該道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

(貸付の條件)

第八條 前條の規定により貸し付けられる資金(以下「貸付金」といふ)の利率、償還期限及び据置期間は、政令で定める。

2 貸付金の償還は、賦課償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた地方公共団体は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

3 建設大臣は、左の各号の一に該当する場合においては、前條の規定にかかわらず、貸付を受けた地方公共団体に對し、貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 貸付を受けた地方公共団体が、償還金の支拂を怠つたとき。

二 貸付を受けた地方公共団体が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

4 建設大臣は、貸付を受けた地方公共団体が、償還金の支拂その他の特別の事由に因り、金銭的な支拂が著しく困難となつた場合においては、その申請に基き、貸付の條件又は

元利金の支拂方法を変更すること
ができる。

(報告及び検査)

第九條 建設大臣は、貸付の目的を最もよく達成するために必要があると思ふ場合においては、貸付を受けた地方公共団体に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付金の使用に關し、当該地方公共団体の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(許可を受けた者の義務)

第十條 第六條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、建設大臣の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第六條第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認める場合においては、道路の管理者に対し、当該道路の構造が同項の許可を受けた工事方法に適合することとなるよう、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 許可を受けた道路の管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

(維持修繕費の補助)

第十一條 建設大臣は、第三條第一項の規定により新設し、又は改築した道路の管理者の統轄する地方公共団体に対し、当該道路の料金徴収期間内における維持修繕費に

ついて、予算の定めるところにより、補助することができる。

(権限の代行)

第十二條 建設大臣は、第三條第一項の規定による権限を当該道路の管理者に代行させることができ

(道路法の適用)

第十三條 この法律による道路の新設、改築その他の管理については、この法律に定めるものを除く外、道路法(第三十三條第三項及び第三十五條第一項を除く)の規定の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。
第三條第十三号の次に次の二号を加える。
十三の二 特別道路整備事業特別会計の経理を行うこと。
十三の三 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一号の規定により料金を徴収すること。

第十四條第七項中「前條第十三号第十五号及び第十六号」を「前條第十三号から第十三号の三まで、第十五号及び第十六号」に改める。

道路整備特別措置法案内閣提出に
關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(松本一郎君答覆)

○松本一郎君 だいたい議題となりまして道路整備特別措置法案につきまし

て、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、本法案の提案の理由並びに法案の要旨を簡単に申し上げます。

なれば、わが国の道路の緊急整備の必要なるは論をまたないところであり、しかしながら、国並びに地方公共団体等は財政困難でありますので、その実情にかんがみまして、一定の要件を備へた道路を新設または改修して、その道路を通行せんとするものより料金を徴収することとができるような道を開き、これによつてその建設費を償還することとし、特別道路整備事業特別会計法と稱まつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進せんとするものであります。

本法案は、三月二十二日、本委員会に付託されたものであります。その質疑応答の内容の詳細につきましては速記録に譲ることといたします。

かくして、二十九日討論に入りまして、このころ、自由党を代表して瀬戸山三男君より賛成の意見、日本共産党を代表して池田峯雄君より反対の意見、改進黨を代表して村瀬宣親君より條件付賛成の意見を述べられました。次いで、討論を終り、採決に入り、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林銑治君) 討論の通告があり

ます。これを許します。池田峯雄君。(池田峯雄君登壇)

○池田峯雄君 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対の理由を簡単に申し述べたいと思ひます。

おまそ悪き日本の法律の中で、このくらしい国民をばかにした法律

は、まずたんとあるまいと思ふのであります。ずう／＼いしと申しますか、よくもまあ、おくめもなく、こんな法律が出せたものだと思ふのであります。そも／＼道路というものは、何人もこれを通行することが自由なものでありまして、金を通行するものから料金をとる、金を拂わぬものには通行させないという考え方は、まづたんとでもない考えであるといわなければならない。

この法律でつくつた橋や道路を通過するに、一体どのくらしい料金をとるかといふと、自動車一台で二百円から四百円、開門トンネルでは、トラック一台千円、自動車で五十円、徒歩通行者が十円あります。何を基準にして、こうした高額の料金をとるのかといふと、政府の説明によりますと、開門トンネルがトラックで渡りますと千三百円かかる、トンネルができたから通行者は千三百円得する勘定だ、だから、その千三百円を越えない限度で料金を拂わせるのだ、こう言うのであります。こうなりますと、一体国民は何が何だかさうばかりわがわがなくなつたかと思ふのであります。

国民は多額の税金を払つておるのであります。その税金は、国民の必要道路をつくるには使われないばかりではなく、道路を通過する金とやら、金を出すのがいやなら、まづたんと、この道路をつくる金は、国民の零細な預金から成り立つてゐる資金運用部から出るのでありますから、まづたんと自分の金に利息をとられるより、まづたんとなるのであります。これが自由党内閣の政策の根柢を流れてゐる思想であります。

想でありまして、貧乏人は腹を食といふのも、ここから出てくることであつたしまして、電気料や汽車賃を値上げし、もうすぐでがまんしろ、汽車賃はうんと値上げして、汽車賃を拂えない者は歩いて行け、こう言ふればかりのやり方も、まづたんとこの思想から出ておるのであります。

さて、この道路によつて一番利益するのはいまだでありますか。新市街道路に例をとりますと、日本車両の交通量が三千六百九十一台に増加して、外国の車両が、いわゆる三万台が二千八百五十七台であります。十台のうち四台は外国車が通つておるものであります。このほか、軍用のトラック、ジープ等を加えますならば、十台のうち大部分が外国の車であるといふことになるのであります。しかるに、これら外国の自動車からは料金をとらず、日本人の自動車だけ料金をとられるのであります。外務省発行の行政協定の解説に、はつきり、行政協定第五條の解説として、有料道路や橋を使用する場合でも、軍用車両は料金を課せられないといふことが、わやんと書いてあるものであります。

なるほど、軍用以外の外国の車からは料金をとられるかもしれせん。ところが、一体現実の問題として、軍用の車かどうか、嚴重な区別ができません。現に、占領軍専用の電單車にパン・ガールが乗つてゐるではありませんか。代議士バスでも乗れない専用車にパン・ガールが乗つてゐる。だから、日本では、あのパン・ガールまでが占領軍の一員として特別待遇されてゐるのだいゝわや、外国人が乗つ

ている自動車から料金をとれないであらうことは、これは明々白々たる事実である。

日本の主要な道路は、この軍用のトラックが頻りに通るために、そのため改裝や拡張が必要になつておるのであります。飛行場等の基地が日本全土につくられて、その基地と基地との間の軍隊や兵器や軍需品の輸送のために道路の新設、改修が行われておるのであります。この軍用道路に附せられるように橋もつくりかえなければならぬようになつております。神戸、東京間の湾岸自動車道路建設計画、いわゆる弾丸道路のごとき、一体この弾丸道路は、だれが通ると思ふのか。まづ大く軍用道路以外の何ものでもないではありません。

今や、日本の道路建設行政、いふものは、完全に日本を「基地にせんとする」外圍帝國主義者の工作班になつておるといつていいのであります。この法律によつて施行せんとする、いわゆる有料道路、新宮浜園道、戸塚園道、関門トンネル、濃尾大橋以下十四箇所、の道路、いずれも一つとして軍事的意義を抜きにしては評価し得ざるものばかりであります。國民から取上げた血の出るような税金と、國民の零細な預金を、外圍帝國主義軍隊の通行の便益のために道路建設につぎ、これを通行する日本人から料金をとろうとする本法案は、これは國民を戦争にかり立て、アメリカの「一」にする、亮間吉田内閣の性格を遺憾なく表わしているものであります。

わが党は、本法案の衆議院の通過に對して絶対に反対するものであります。(拍手)

○議長(林譲治君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林譲治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、海上保安庁法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案、法務府設置法の一部を改正する法律案、右五案を一括してこの際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林譲治君) 御水君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案、法務府設置法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長八木一郎君。

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域において海上の安全を確保し」を「海上において、人命及び財産を保護し」に改める。

第三條第一項中「職員を(職員(海上警備隊の職員を除く。))」に、「(国家公務員法に基き国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に改め、同條第二項を削る。))」に改め、同條第二項を削る。

第四條第一項中「船舶を」を「船舶及び航空機に」、「(密貿易を防止し)」を「水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し」に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならぬ。

第五條中「六部」を「七部」に、「総務部」を「総務部」に改める。

第六條中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十三号とし、第十二号として次の一号を加える。

十二、海難審判庁に對する審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに海難審判庁の裁決の執行に関する事項

第六條の二第一号及び第二号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改め、同條を第六條の三とし、第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二 経理補助部において、左の事務を掌る。

一、經費及び収入の予算、決算及び會計並びにこれらの監査に関する事項

二、固有財産及び物品の管理に関する事項

第七條第十号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める

第七條の二中第五号を次のように改める。

五、海難統計に関する事項

第七條の二中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第八條第五号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第九條第四号中「船舶」を「船舶及び航空機」に改める。

第十一條中第二項及び第三項を次のように改める。

次長は、長官を助け、庁務を調整する。

第十一條の二の次に次の一條を加える。

第十一條の三 海上保安庁に、海難審判理事官を置く。

海難審判理事官は、海難審判理事官の行う事務を統轄するための機関とする。

海難審判理事官の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第十三條第二項中別表を「別表第一」に改める。

第十二條の二中「六部」を「七部」に、「総務部」を「総務部」に改め、

第十四條第二項中「海上保安庁」を「海上保安庁(海上警備隊を除く。))」に改める。

第十四條第二項中「(国家公務員法に基き国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に改め、同條第二項を削る。))」に改め、

第十七條の次に次の一項を加える。

海上保安官の制服は、運輸省令で定める。

第十九條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改め、

第二十條中「海上保安官」を「海上保安官及び海上保安官補」に改め、

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 海上保安庁に、海難審判理事官を置く。

海難審判理事官は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、第六條第十二号の事務を掌る。

第二十三條中「職員」を「職員(海上警備隊の職員を除く。))」に改める。

四四七

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 海上保安庁法の一部を改正する法律案外四件

第二章の章名を「第三章 海上保安審議会及び水先審議会」に改め、第三章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げ、第一章の次に次の一章を加ふる。

第二章 海上警備隊

第二十五條の二 海上保安庁に、海上警備隊を置く。

海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関とする。

第二十五條の三 海上警備隊は、総監部及び地方監部をもつて組織する。

総監部の内部組織は、運輸省令で定める。

地方監部の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第二十五條の四 海上警備隊に、海上警備官その他の職員を置く。

第二十五條の五 海上警備隊の職員(以下本章において、「隊員」という。)の定員は、六千三百八十人とする。

第二十五條の六 隊員は、国家公務員法第二條の特別職の職員とする。

第二十五條の七 隊員の任用、免職、叙級、休職、復職及び職務指定は、海上保安庁長官が行ふ。

第二十五條の八 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。

一 禁治産者又は准禁治産者
二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第二十五條の九 隊員の任用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基き選考によることを妨げない。

前項の試験及び選考その他隊員の任用の方法及び手続に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十五條の十 海上警備官の階級は、別表第二の通りとする。

海上警備官の階級の上下は、別表第二の列記の順序による。

海上警備官以外の隊員の等級は、別に法律で定める。

第二十五條の十一 新たに任用される海上警備官の叙級は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の実証に基き選考によることを妨げない。

海上警備官の進級は、その階級より下位の階級にある海上警備官の間における試験によるものとする。但し、勤務成績に基き選考によることを妨げない。

前二項の試験及び選考その他海上警備官の叙級の方法及び手続に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

前三項の規定は、海上警備官以外の隊員の叙級に準用する。

の意に反して、降級され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織若しくは定員の改廃又は予算の減少により、階級若しくは等級の廃止又は過員を生じた場合

前項の規定は、新たに任用された隊員であつて、その勤務した期間が任用の日から起算して六月に満たないもの(以下「新任隊員」という。)には、適用しない。

第二十五條の十三 隊員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
二 刑事事件に關し起訴された場合

前項第一号の規定による休職の期間は、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、海上保安庁長官が定める。

第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

第一項の規定は、新任隊員には、適用しない。

休職者は、隊員としての身分及び階級又は等級を保有するが、職務に従事しない。

休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給與を支給しない。

海上保安庁長官は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかにその者を復職せしめなければならない。

休職者の員数は、第二十五條の五に定める定員に含まれないものとする。

第二十五條の十四 隊員は、第二十五條の八各号の一に該当するに至つたときは、運輸省令で定める場合を除き、当然失職する。

第二十五條の十五 海上警備官は、第六階級ごとに政令で定める年齢に達したときは、当然失職する。

第二十五條の十六 海上保安庁長官は、隊員が左の各号の一に該当する場合を除き、懲戒処分として、戒告、減給、降級、停職又は免職の処分をすることが出来る。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
二 隊員たるにふさわしくない、非行のあつた場合
三 その他この法律に違反した場合

減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減するものとする。

降級は、当該処分に係る隊員の階級又は等級の二級又は三級だけ下位の階級又は等級に叙級するものとする。

停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分及び階級又は等級を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。

に從事しない。停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給與を支給しない。

第二十五條の十七 何人も、隊員の任用、叙級、休職、復職、免職、懲戒処分その他の人事に關する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、脅迫、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に關與してはならない。

第二十五條の十八 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

隊員は、その職務の遂行に當つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。但し、その命令に対して意見を述べることが出来る。

隊員は、海上警備隊の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第二十五條の十九 海上警備官は、その職務の遂行に當つては、制服を着用しなければならない。

第二十七條第三項の規定は、海上警備官の服制に準用する。

第二十五條の二十 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後と同様とする。

隊員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に關する事項を発表する場合には、海上

保安庁長官の許可を受けなければならぬ。その職を退いた後も同様とする。

前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

第二十五條の二十一 海上警備官は、海上保安庁長官が運輸省令で定めるところに従い指定する場所に居住しなければならない。

第二十五條の二十二 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

第二十五條の二十三 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、海上警備隊以外の国家機関の職又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

隊員は、自己の職務以外の海上警備隊の職務を行い、又は海上警備隊以外の国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、これに対して給与を受けることができない。

第二十五條の二十四 隊員は、營利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問、地位その他これらに相当する地位に就き、又は自ら営利企業経営人ではない。

隊員は、その離職後二年間は、營利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるものに就いてはならない。

但し、運輸省令で定める基準に従い行つた海上保安庁長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議第二十七号 海上保安庁法の改正する法律案外四件

第二十五條の二十五 隊員は、報酬を受けて、第二十五條の二十三第一項に規定する国家機関の職若しくは地方公共団体の機関の職又は前條第一項の地位以外の職又は地位に就き、あるいは営利企業以外の事業を行つた場合には、運輸省令で定める基準に従い行つた海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

第二十五條の二十六 隊員は、勤務条件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

隊員は、同盟罷業、怠業その他の業務の正常な運営を阻害する争議的行為をしてはならない。

何人も、前項の行為を企て、又は若しくはあつてはならない。

第二十五條の二十七 隊員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、法令で定める政治的行為をしてはならない。

隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様の役職をもつ構成員となることができない。

第二十五條の二十八 隊員は、その意に反して、免職、休職、降級又は懲戒の処分を受けた場合には、

海上保安庁長官に対してその審査を請求することができる。

海上保安庁長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

海上保安庁長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

審査の請求の手續並びに公正審査会の組織及び運営は、運輸省令で定める。

第二十五條の二十九 第十六條、第十七條第一項及び第二項並びに第十八條の規定は、三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官に準用する。但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合がある場合において海上で行動する場合に限る。

第二十五條の三十 海上警備官のうち一部の者は、左に掲げる犯罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 隊員の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪

二 海上警備隊の使用する船舶、庁舎、宿舎その他の施設内における犯罪

三 海上警備隊の物件に対する犯罪

海上警備官は、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として、現行犯人の被疑者を逮捕することができ、但し、海上警備隊が海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において海上で行動する場合に限る。

海上警備官は、前項の規定により現行犯人又は被疑者を逮捕した場合には、これをすみやかに(被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに)海上保安官又は海上保安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことができないやむを得ない事情のある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の経緯処理に必要な限度において司法警察職員として職務を行うことができる。

前項の規定により司法警察職員として職務を行う海上警備官のうち、三等海上警備士補の階級以上の階級を有するものは、司法警察職員とし、その他のものは司法巡查とする。

第二十五條の三十一 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び船員法(昭和二十三年法律第百

号、第一條、第二條、第五條、第七條から第十八條まで、第二十五條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百二十七條、第二百二十八條第三号を除く。)及び第二百三十四條並びにこれらに關する第二百四條の規定を除く。)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に關しては、適用しない。

第二十五條の三十二 船舶安全法(昭和八年法律第一号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五條の三十三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五條の三十四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、海上警備隊の使用する移動無線局及び当該無線局の無線設備の操作に従事する隊員には、適用しない。

海上保安庁長官は、海上警備隊の使用する移動無線局の使用し、電波監理委員会の承認を受けなければならない。

第二十五條の三十五 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第二十五條の二十の規定に違反して、秘匿し、隠蔽し、

号、第一條、第二條、第五條、第七條から第十八條まで、第二十五條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百二十七條、第二百二十八條第三号を除く。)及び第二百三十四條並びにこれらに關する第二百四條の規定を除く。)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に關しては、適用しない。

第二十五條の三十二 船舶安全法(昭和八年法律第一号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五條の三十三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五條の三十四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、海上警備隊の使用する移動無線局及び当該無線局の無線設備の操作に従事する隊員には、適用しない。

海上保安庁長官は、海上警備隊の使用する移動無線局の使用し、電波監理委員会の承認を受けなければならない。

第二十五條の三十五 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第二十五條の二十の規定に違反して、秘匿し、隠蔽し、

号、第一條、第二條、第五條、第七條から第十八條まで、第二十五條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百二十七條、第二百二十八條第三号を除く。)及び第二百三十四條並びにこれらに關する第二百四條の規定を除く。)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に關しては、適用しない。

第二十五條の三十二 船舶安全法(昭和八年法律第一号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五條の三十三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

第二十五條の三十四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に關するものは、海上警備隊の使用する移動無線局及び当該無線局の無線設備の操作に従事する隊員には、適用しない。

海上保安庁長官は、海上警備隊の使用する移動無線局の使用し、電波監理委員会の承認を受けなければならない。

第二十五條の三十五 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第二十五條の二十の規定に違反して、秘匿し、隠蔽し、

号、第一條、第二條、第五條、第七條から第十八條まで、第二十五條、第二十五條から第二十七條まで、第二百二十二條から第二百五條まで、第二百二十六條(第六号及び第七号を除く)、第二百二十七條、第二百二十八條第三号を除く。)及び第二百三十四條並びにこれらに關する第二百四條の規定を除く。)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及び隊員に關しては、適用しない。

第二十五條の三十二 船舶安全法(昭和八年法律第一号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶には、適用しない。

第二十五條の三十三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)の規定は、海上警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員には、適用しない。

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 海上保安庁法の一部を改正する法律案外四件

二 第二十五條の二十四第一項又は第二項の規定に違反して、会社その他の団体の地位に就き、又は自ら営利企業を営んだ者に該當する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第二十五條の十七の規定に違反して、同條に規定する人事に関する不正行為をした者
二 第二十五條の二十六第一項の規定に違反して、組合その他の団体を結成した者
三 第二十五條の二十六第二項に規定する行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者
四 第二十五條の二十七第一項の規定に違反して、同項の行為をした者
二十五條の三十七 第二十五條の三十五第一号又は前條第二号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。
二十六條の次に次の一條を加える。
二十六條の二 水先審議会の設置、組織及び所掌事務については、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の定めるところによる。
第三十二條中「第四條第三項」を「第四條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。
海上保安庁の航空機以外の航空機は、第四條第三項に規定する標

識又はこれに紛らわしい標識を附してはならない。
第三十三條第一項中「職員」を「職員(海上警備隊の職員を除く。)」に改める。
第三十五條及び第三十五條の三を削り、第三十五條の二を第三十五條とし、第三十六條を次のように改める。
第三十六條 削除
第三十八條を次のように改める。
第三十八條 削除
別表を別表第一に改め、同表の次に次のように加える。
別表第二
海上警備監
海上警備監補
一等海上警備正
二等海上警備正
三等海上警備正
一等海上警備士
二等海上警備士
三等海上警備士
一等海上警備士補
二等海上警備士補
三等海上警備士補
海上警備員長
一等海上警備員
二等海上警備員
三等海上警備員
附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四條、第六條の二、第七條、第八條、第九條及び第三十二條の規定中航空機に関する事項に係るものは、昭和二十七年四月一日又は日本国との平和條約の最初の効力発生の日のいずれ

か後の日から適用するものとす。
2 国家公務員法の一部を次のように改正する。
第二條第二項中第十五号を第十六号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。
十五 海上保安庁海上警備隊の職員
3 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所」を「所在地に駐在する」に改める。
第二十九條中「海事検査部」を「海難審判事務所」に改める。
第三十條中「管区海上保安本部又はその事務所の支地方海難審判庁の所在地に駐在する」に改める。
第五十八條中「海事検査部」を「海難審判事務所」を「所在地を管轄する管区海上保安本部又はその事務所の」を「所在地に駐在する」に改める。
海上保安庁法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 国立の學校その

他の機關(第十三條、第二十四條)を「第二節 国立の學校その他の機關(第十三條、第二十四條の二)」に改める。
第七條第二項第六号を削り、同項第二号の二を次のように改める。
一 二 国内におけるユネスコ活動に関する予算案を準備し、及びこの活動に関する法人の設立の認可について、管理局に對し、勧告すること。
第十三條中「文部大臣の所轄の下に、」を「第二十四條及び第二十四條の二に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、」と、「国立科学博物館」を「国立近代美術館」に改める。
第十四條第一項中「国立科学博物館」を「国立近代美術館」に改める。
第十八條の次に次の一條を加える。
(国立近代美術館)
第十八條の二 国立近代美術館は、近代美術に關する作品その他の資料を収集、保管して公衆の觀覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機關とする。
2 国立近代美術館は、東京部に置く。
3 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。
第二十四條第一項本文中「第十三條に掲げるもののほか、」を削り、同項の表中教職員適格審査會、教職員適格審査會及び通信教育審議會の項を削り、社会教育審議會の項中「労働者教育」の下に「社会教育としての通信教育」を加え、

「教育職員教育職員の免許、養成等審議制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務をつかさどること。
「教育職員教育職員の免許、養成等審議制度等に関する事項を調査審議すること。
「著作權審文部大臣の諮問に應じて著作權法第二十條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。
「著作權審文部大臣の諮問に應じて著作權法第二十條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作權に關する仲介業務に關する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作權に關する事項について調査審議すること。
改め、同條を第二十四條の二とし、第二十三條の次に次の一條を加える。
(中央教育審議會)
第二十四條 本省に中央教育審議會を置く。
2 中央教育審議會は、文部大臣の諮問に應じて教育に関する基本的

な重要施策について調査審議し、及びこれら事項に關して文部大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高尚で、教育に關し広く且つ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。

6 前四項に定めるもののほか、中央教育審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

附則
附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項中「當分の間、」の下に「高等學校の職業に關する教科の教科用図表及び」を加え、同項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

3 著作權法の一部を次のように改正する。

第三十六條の三中「著作權審査會」を「著作權審議會」に改める。

4 著作權に關する仲介業務に關する法律の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「著作權審査會」を「著作權審議會」に改める。

5 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表中教育刷新審議會の項を削る。

6 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中「六二、五二八人」を「六二、五六一人」に、「六二、九七四人」を「六三、〇〇七人」に、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六六八人」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
文部省設置法の一部を改正する法律案に對する修正
法律案に對する修正
文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第六項中「六二、五六一人」に、「」の下に「四四六人」を「四五

人」に「」を加え「六三、〇〇七人」を「六三、〇二八人」に、「八四一、六六八人」を「八四一、六七三人」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法律案(最終号の附録に掲載)

公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令等の廃止に關する法律案
公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令等の廃止に關する法律案
左に掲げる法令は、廃止する。

一 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一号)

二 昭和二十二年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く衆議院議員の議員候補者たるべき者の資格確認に關する件(昭和二十一年内務省令第二号)

三 昭和二十二年勅令第一号の特例に關する勅令(昭和二十二年勅令第六十一号)

四 昭和二十二年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く昭和二十二年勅令第一号第八條に對する特例に關する命令(昭和二十二年勅令内務省令第五号)

五 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該當者等の地方農業調整委員會、市町村農業調整委員會及び地区農業調整委員會の委員への就職禁止に關する命令(昭和二十

十三年總理府令、農林省令第十二号)

六 内閣總理大臣から覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確證を受けていない者の立候補の特例に關する命令(昭和二十三年總理府令第七十六号)

七 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該當者等の農業協同組合、農業協同組合連合會及び水産業協同組合の役員等への就職禁止に關する命令(昭和二十四年總理府令、農林省令第二号)

八 昭和二十二年勅令第一号の規定による覺書該當者等の土地改良区及び土地改良区連合の役員等への就職禁止に關する命令(昭和二十四年總理府令、農林省令第一号)

九 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令の規定による覺書該當者の指定の解除に關する法律(昭和二十六年法律第二百六十八号)

附則
1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一号)第五條第一項の規定の適用を受けている者は、他の法令に別段の定めのある場合を除く外、この法律施行の日において、公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第十五條第一項の表中公職資格訴願審査會の項を削る。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「解散団体の財産の管理及び処分等」に關する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による國庫に附屬した財産の管理等に關する事項並びに公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定による覺書該當者の親族等に關する事項」を「並びに解散団体の財産の管理及び処分等に關する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による國庫に附屬した財産の管理等に關する事項」に改める。

第七條第三項第三号を次のように改める。

6 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二百四十九條第三号を削る。

第二百四十八條第二項を削る。

公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令等の廃止に關する法律案(最終号の附録に掲載)

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 海上保安庁法の一部を改正する法律案外四件

第二百五十一條中「第一号」を「第一号、第二号、第三号」に改める。

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 海上保安庁法の一部を改正する法律案外四件

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

調達庁設置法

本則中「特別調達庁」を「調達庁」に、「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に、「特別調達局」を「調達局」に、「特別調達局長」を「調達局長」に改める。

第三條を次のように改める。

(任務)

第三條 特別調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊(以上駐留軍)といふ。)の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條の規定に基く請求の処理。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

第八條中「終戦処理費及び解除物件処理費」を「経費」に改める。

第九條第一号及び第二号中「終戦処理費」を「経費」に改める。

第十條第一号中「終戦処理事業費」を「経費」に改め、同條第一

二号中「連合国」を「駐留軍」に改め、同條に次の一号を加える。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條の規定に基く請求の処理に関すること。

第十二條中「連合国の要求する」を「駐留軍の需要する」に改める。

第十二條の二を次のように改める。

(附屬機關)

第十二條の二 調達庁に、附屬機關として中央調達不動産審議會を置く。

第十二條の三を削り、第十二條の三を第十二條の三とし、同條に次の一項を加える。

前各項に定めるものを除く外、中央不動産審議會の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第十二條の五を削る。

第十五條を次のように改める。

(名称、位置及び管轄区域)

第十五條 調達局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌調達局	札幌市	北海道
仙台調達局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
東京調達局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 長野県 山梨県 静岡県
横浜調達局	横浜市	神奈川県
名古屋調達局	名古屋市	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
大阪調達局	大阪市	奈良県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
吳調達局	吳市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
福岡調達局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三條、第十條第二号及び第七号並びに第十二條の改正規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 他の法令中「特別調達庁」とあるのは「調達庁」と、「特別調達庁長官」とあるのは「調達庁長官」と、「特別調達局」とあるのは「調達局」と、「特別調達局長」とあるのは「調達局長」と読み替へるものとする。

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法(昭和二十二年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

別表四広島拘留所の項に次の一項を加える。

小倉拘留所 小倉市

別表五関東医療少年院の項に次の一項を加える。

小田原少年院 小田原市

同表八街少年院の項に次の一項を加える。

水府学院 茨城県東茨城郡川根村

同表茨城農芸学院の項に次の一項を加える。

宇都宮少年院 栃木県河内郡国木村

同表松名少年院の項中「松名少年院」を「赤城少年院」に改め、同項の次に次の一項を加える。

松名女子学園 群馬県群馬郡桃井村

同表東海農芸学院の項中「東海農芸学院」を「静岡少年院」に、同表宇治少年院及び京都医療少年院の項中「京都府宇治郡宇治町」を「宇治市」に改め、同表中三重少年院の項の次に次の一項を加える。

宮川医療少年院 三重県度会郡小俣町

同表各務農芸学院の項中「各務農芸学院」を「岐阜少年院」に改め、同表中東北少年院の項の次に次の一項を加える。

青葉女子学園 仙台市

附 則 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

八木一郎君登壇

○八木一郎君 たいまつ議題となりました五法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず海上保安庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、海上保安庁の一般機構の改正を行うとともに、海上警備隊を新設しようとするものであります。

まず一般機構においては、経理補給部を設けるほか、次長及び海難審判理事所を設置する等の改正を行おうとしておるものであります。なお沿岸哨戒等のため、従来禁止されていた航空機を使用し得ることとし、また船舶の制限に關する規定を削除することとしたしております。

次に海上警備隊の設置であります。が、わが國の置かれた地勢から申しまして、海上における人命、財産の保護を全うして産業の発達に資することにも、犯罪その他秩序を乱すような事態の予防、鎮圧をすることはきわめて緊要な任務となるものであります。しかるに、現在の海上保安庁の人的、物

次に、公職に関する就職禁止、退職
 明和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 海上保安庁法の一部を
 改正する法律の附則に、三月二十九日質疑を終了
 し、文部省設置法の一部を改正する法

三月二十八日付の、広島で発行されている中国新聞というのを見ますと、
こういうことが書いてありました。二

對して、しかもそれが十把一からげに、わずかの間に、ろくな審議も行われない。國民の声を聞くための公聴会

した。そういう建前はいつまで続くのかというのを聞きましたら、そういう将来のことについては何にもわから

ぬと言ふのです。新聞紙上に、近いうちに海上警備隊というものができるとあるが、そういうふうには改編されるというじやないかと云つたら、それは將來のことであるといふ。將來のことであるといつても、数箇月後に來ることなんだ。それを、今、白々しく、さういふことは將來のことであるから、さういふことはできないと言つてゐる。實は、海上警備隊すなわち日本海軍であります。その準備をしてゐるわけでございます。さうして、その役目は何であるか。これはアメリカの雑誌、新聞その他によつて見ますならば、アメリカの艦隊に協力して、さうして潜水艦に対する戦争と、東南アジア向きの艦隊と、それを擁護する役割を明かに與えられてゐるわけでございます。現に、商船管理委員会に所屬いたします日本の多数の商船、あるいはアメリカから用船してゐるリベタイ船、あるいは上陸用舟艇、これらはいずれも、朝鮮作戦以來、朝鮮戦争に参加してゐるわけです。上陸作戦に参加してゐるわけです。さうして、船員たちは、自分たちの意に反して軍属としての取扱ひを受け、この商船管理委員会の運送資金などはやはりアメリカの海軍から多額に出でおりますし、それから海軍の上陸用舟艇まで、先ほど申した通り借りてゐるわけでありす。

かようにして、日本の商船隊さへもすでに戦争に参加してゐる。海上保安隊は、今のところまだ十分ではなくして、どうもあがが悪いが、さういふようにアメリカ軍艦を借りれば、やはりさうやつて戦争に参加できるわけでありますから、これはまさに日本の国民を犠牲にして、国民を戦争のちまたに迫り込もうとする行政協定の線に沿つて、アメリカの艦隊の極東戦略の一翼として使われる、そのための傭兵海軍なんでありす。このような法案に對しては、全國民はさうして反對であります。たゞアメリカによつて、さうして自分たちの利益を得ようとする帝國奴隷だけにこれに賛成するわけでありす。

次に特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。これは最も露骨に、今回結ばれました行政協定が実は占領制度の継続にすぎないといふことを現はしてゐる。特別調達庁の特別という字を除いて調達庁とした、それだけのものでありまして、その他の点については何らかわることはないのであります。

委員会の質疑においては、労働関係あるいは土地收用関係等について質問を行つたのであります。たとえば労働大臣やその他の政府委員も、不当労働行為、あるいは労働基準法違反が、今まで進駐軍関係において、あるはPD工場において多数に行われておつたという事実は、はつきり認めておる。しかしながら、今後さういふことをしないようになつたといふことを一生懸命言つておる。しないといふことにあるかと言つて、その保障がどこにあるかと言つて、その保障は具体的に何ら示すことができないのであります。現に、このPD工場などにおきましては、CPあるいはガルドと稱して、日本人の警備員の小銃を持たせた者を多数に置いて、労働者を脅迫してゐる。その中で、平和的に労働組合運動が行へるという保障は一体どこにあるか。さういふ鉄砲を持つた日本人の上にMPがおる。さういふようなものに對抗する手段を持たないで、どうして労働組合の主張を貫くことができるか。

このことを考えますならば、文字の上では、たゞ労働法規を尊重すること、あるいは言葉の上でさういふことが言われましても、決してそれが実行されない。今までも、言葉の上ではさういふことは言われておつた。ところが、事實においては実行されていなかつた。これは、例の赤穂区域、日本の國辱的な人身売買、これがいかにかして行われて来たかという歴史を振りかへつてみても、これは占領軍の要求によつて、實力を持った要求によつて、しかたがなくさういふことをやつたといふことを、現に警察局長が、さういふことを言つてゐるわけでありす。さういふやうな實力を持つてやられることに対して、何らの保障もない。對抗手段もない。それによつて、さうして今までの占領制度下と違ふことができない。これは軍事基地として土地がどうにか收用されることについて、さういふことが言えるわけでありす。このやうにして、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案なるものは、非常に露骨に、占領制度の継続、そのことを雄弁に物語つてゐるわけでありす。

次に公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案であります。これは、これも簡単に申し上げるなら、従来いわゆる勅令と稱するものであります。この勅令は、本来は超國家主義者である軍國主義者を消放するため、そして更に民主的な日本をつくるために、ポツダム宣言に基いてつくられたものでございす。ところが、この勅令は、途中からにわかに性格をかえて、そして要用されるに至つたわけでありす。さういふやうな軍國主義者を消放するといふかわりに、さういふ軍國主義者、旧軍人の指導者、さういふものをさういふ復讐戦争に對してあくまで反對しつゝ、今後平和を守るためにあくまで闘つておつたのがこの勅令の趣意を初め、あらゆる平和主義者をさういふ追放に処す、さういふやうなことをやつて無用にして来たわけでありす。ところがこの追放令がまだ廃止されぬ前からすでに吉田首相は、追放されておつた軍人たちを招いて、再軍備の相談などをやつてゐる。実に不謹慎きまわぬことをやつてゐるわけでありす。今この追放令の廃止といふのは、これは決して、日本の独立ができたら、さういふやうにやるのだ、民主主義ができたら、さういふやうにするのだといふやうなものではなくして、日本の再軍備のために旧軍人の力が必要である。あるいは旧軍人と協力して侵略政策を押し進めた、その経験が必要である、そのために廃止するわけでありす。そのために、われわれは、絶対にこれは反對せざるを得ないわけでありす。われわれとして、むしろ憲法に反し、日本國民の利益に反して、外國のために再軍備をし、さうして日本の國民を再び戦亂のちまたに迫り込もうとするこの犯罪者、吉田首相を始め、その一味こそ追放に処せなければならぬ、新たにそのやうな追放令をつくらなければならぬ、さういふやうに考えておる次第でございます。

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 関税定率法の一部を改正する法律案外三件

(余剰金の預託)

第十二條 この会計において支拂上現金に余剰があるときは、資金運用部に預託することができる。^{一〇}

(借入金金の借入及び償還の事務)

第十三條 第十一條の規定による借入金金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行ふ。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四條 第十一條の規定による借入金金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2. 建設大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法昭和二十二年法律第三十四号第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(資産の計理)

第十六條 道路の新設及び改築に必要な費用並びに当該新設及び改築に関する事務取扱費並びにこれらの経費の財源に充てるための第十一條の規定による借入金金の利子で支出済のもの(以下「建設費用」と

第二條 この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で左の各号の一

ることが出来る期間は、出入国管理令第二十二條の二第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月とする。

一 連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者

二 昭和二十年九月二日以前から引き続き外國人として本邦に在留する者

三 日本國との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力發生の日において日本の國籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入國して引き続き在留し、且つ、外國人登録法昭和二十七年法律第 号による外國人登録証明書所持するもの

2 前項に規定する外國人と同項の期間をこえて本邦に在留しようとするものの入國管理厅长官に對する在留資格の取扱の申請の期間は、出入國管理令第二十二條の二第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月以内とする。

3 この法律施行の際現に連合国最高司令官から入國の許可を受けている外國人でまだ本邦に上陸していないものも所持する連合国最高司令官から入國の許可があつたことを示す文書は、当該許可を受けただ日から六月を限り、出入國管理令の適用については、同令第六條第一項に規定する日本國領事官等の査証とみなす。

4 この法律施行の際現に連合国最高司令官から再入國の許可を受けている外國人の所持する旅券にされている再入國許可の証印は、当

該証印に明記された有効期間中は、出入国管理令の適用については、同令第二十六條第二項に規定する再入国許可書とみなす。

5 前項に規定する連合國最高司令官の再入国許可を受けて本邦から出園しようとする外国人又は当該許可を受けて現に出園している外国人については、出入国管理令第九條第三項但書の規定にかかわらず、再入園に際し上陸許可の証印を有するときに当該該外国人の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

6 日本國との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力発生の日において日本の國籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理令第二十二條の第二項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができるとする。

（入国管理庁設置令（~~内務省~~改正））

第三條 入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改める。

入国管理庁は、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律

第 号)による外国人の登録に關する事務を行うことを任務とする。

第四條第十五号、第十六号及び第十八号中「出入國管理令外外国人登録令第六條第二項において適用する場合を含む。」を「出入國管理令」に改め、同條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第七條第四号中、「外国人登録令及び臨時措置令」を削り、同條第七号中「外国人登録令」を「外国人登録法」に改める。

第八條第八号中(七)を削る。

第十六條第二項の表中

出張所	仙台市	北海道	宮城県
福島県	岩手県	青森県	山形県
秋田県	を	札幌出張所	札幌市
		仙台出張所	仙台市

北海道

宮城県	福島県	岩手県	青森
山形県	秋田県		

に改める。

(将来存続すべき命令)

第四條 第一條及び前條に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

(命令の廃止)

第五條 左の命令は、廃止する。

一 朝鮮人、中華民國人、本島人

及本籍を北緯三十度以南（口之島を含む）の鹿児島縣又は沖縄縣に有する者登録令（昭和二十一年厚生省令、内務省令、司法省令第一号）

二 北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令（昭和二十五年政令第百二十七号）

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第三條中入国管理庁設置令第十六條に関する部分は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十号を次のように改める。

二十 出入国管理令（昭和二十六年政令第百三十九号）による出入国の管理及び外国人登録法（昭和二十七年法律第一号）による外国人の登録に関する事務を行うこと。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省閣僚諸命令の措置に関する法律案内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外国人登録法案
外国人登録法
（目的）

第一條 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住關係及び身分

關係を明確ならしめ、もつて在留外國人の公正な管理に資することを目的とす。

(定義)

第三條 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四國及び九州並びにこれらに附屬する島で外務省令で定めるものをいう。

2 この法律において「外國人」とは、日本の國籍を有しない者のうち、出入國管理令(昭和二十六年政令第三十九号)の規定による上陸の許可、寄港地上陸の許可、假上陸の許可、通過上陸の許可、艀船上陸の許可、緊急上陸の許可及び水難による上陸の許可を受けた者以外の者をいう。

3 日本の國籍以外の二以上の國籍を有する者は、この法律の適用については、旅券(出入國管理令第二條第五号に定める旅券をいう。以下同じ)を最近に発給した機關の屬する國の國籍を有するものとみなす。

(登録証明書の交付の申請)

第三條 本邦に在留する外國人は、本邦に入つたときはその上陸の日から六十日以内に、本邦において外國人となつたとき又は出生その他の事由に因り出入國管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることとなき本邦に在留することとなつた日又は出生その他の当該事由が生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長(東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市の横濱及び神戸市にある、及び、区長以下同じ)に對

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き、外務省関係諸命令の措置に関する法律案外二件

四六〇

し、左の各号に掲げる書類及び写真提出し、外国人登録証明書(以下「登録証明書」といふ)の交付を申請しなければならない。

- 一 登録証明書の交付申請書一通
- 二 旅券
- 三 写真(提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平方形又は名刺形の無損、且つ、正面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとす。以下同じ。)
- 三葉
- 四 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真提出することを要しない。
- 五 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、同項に定める期間を六十日を限り延長することができる。
- 六 第一項の申請は、外国人が出生した場合に、父がするものとす。父が申請をすることができないとき、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がしなければならない。
- 七 前項の規定によつて申請すべき者が申請をすることができない場合には、左の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、申請をしなければならない。
- 一 同居の親族
- 二 前号に掲げる者以外の同居者
- 三 出産に立ち会つた医師又は助産師
- 六 外国人は、第一項の申請をした場合には、重ねて同項の申請をすることができない。

(登録原票)

第四條 市町村の長は、前條第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について左の各号に掲げる事項を記載した外国人登録原票(以下「登録原票」といふ)を作成し、これを市町村の事務所に備へなければならない。

- 一 登録番号
- 二 登録の年月日
- 三 氏名
- 四 出生の年月日
- 五 男女の別
- 六 国籍
- 七 国籍の属する国における住所又は居所
- 八 出生地
- 九 職業
- 十 上陸した出入国港(出入国管理令に定める出入国港をいう。以下同じ。)
- 十一 旅券番号
- 十二 旅券発給の年月日
- 十三 上陸許可の年月日
- 十四 在留資格(出入国管理令に定める在留資格をいう。)
- 十五 在留期間(出入国管理令に定める在留期間をいう。)
- 十六 居住地の地番
- 十七 世帯主の氏名
- 十八 世帯主との続柄
- 十九 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- 二十 市町村名及び作成の年月日

市町村の長は、前項の登録原票を作成する場合には、その登録二葉を作成し、その一葉を都道府県知事に、他の一葉を都道府県知事

を経由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

- 三 都道府県知事は、送付を受けた当該登録原票の安票を分類整理しておかなければならない。
- 四 市町村の長は、都道府県知事の承認を受けた場合を除く外、第一項の登録原票を当該市町村の事務所の外に移動してはならない。
- 五 市町村の長は、第一項の登録原票を作成する場合において、外国人登録の正確な実施を図るため、前項各号に掲げる事項について、事実を反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該職員をして事実の調査をさせることができる。
- 六 前項の調査のため、必要があるときは、当該職員は、関係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。
- 七 当該職員は、市町村の事務所以外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(登録証明書の交付)

第五條 市町村の長は、前條の登録原票を作成する場合には、あわせて、当該申請に係る外国人について同條第一項各号に掲げる事項を記載した登録証明書を作成し、これを当該申請をした者に交付しなければならない。

(登録証明書の引替交付)

第六條 外国人は、その登録証明書が著しく損し、又は汚損した場合には、その居住地の市町村の長に對し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

合には、その居住地の市町村の長に對し、左の各号に掲げる書類及び写真にその登録証明書を添えて提出し、登録証明書の引替交付を申請することができる。

- 一 登録証明書引替交付申請書一通
- 二 写真三葉
- 三 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
- 四 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証明書が著しく損し、又は汚損しているとき認めるときは、当該損し、又は汚損した登録証明書を引き替へるに新たな登録証明書と引き替へなければならない。
- 五 市町村の長は、著しく損し、又は汚損した登録証明書を携帯する外国人に對し、当該登録証明書を返納して第一項の申請をすべきことを命ずることができる。
- 六 第三項の規定により交付する登録証明書については、損し、又は汚損した登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とする。
- 七 第三項の規定により新たに登録証明書を交付した市町村の長は、当該登録証明書を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

(登録証明書の再交付)

第七條 外国人は、紛失、盗難又は滅失に因り登録証明書を失つた場合には、その事実を知つたときから十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

る書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

- 一 登録証明書再交付申請書一通
- 二 再交付申請理由書二通
- 三 写真三葉
- 四 前号に掲げるものを除く外、市町村の長が特に必要と認める書類
- 五 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。
- 六 市町村の長は、第一項の申請があつた場合には、当該登録証明書の紛失、盗難又は滅失があつたと認められるときに限り、都道府県知事の承認を受けて、登録証明書を再交付するものとする。
- 七 前項の規定により登録証明書を再交付したときは、紛失、盗難又は滅失に係る登録証明書は、その効力を失ふ。
- 八 外国人は、登録証明書の再交付を受けた場合において、紛失、盗難又は滅失に因り失つた登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に對し、当該登録証明書を返納しなければならない。
- 九 市町村の長は、前項の規定により返納を受けた登録証明書を、都道府県知事を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。
- 十 第三項の規定により再交付する登録証明書については、紛失、盗難又は滅失に因り失つた登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とする。

(居住地の變更に伴う居住地の記載の書換)

第八條 外國人は、居住地を變更しようとする場合には、現居住地の市町村の長に對し、居住地變更届書を提出し、その届出があつたことを証する文書を請求しなければならない。

2 外國人は、前項の届出をしたときから十四日以内に、新たに居住しようとする市町村の長に對し、居住地書換申請書に登録証明書及び前項の文書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

3 前項の申請を受理した市町村の長は、当該外國人に係る登録証明書内の居住地の記載の書換をするのと同時に、第一項の文書を發給した市町村の長に對し、すみやかにその外國人に係る登録原票の送付を請求しなければならない。

4 前項の規定により登録原票の送付を受けた市町村の長は、その居住地の記載の書換をしなければならない。

5 市町村の長は、第二項の申請の場合において、やむを得ない事由があるとき、都道府県知事の承認を受けて、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。

6 外國人は、一の市町村の区域内で居住地を變更した場合に、その變更した日から十四日以内に、その市町村の長に對し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載

の書換を申請しなければならない。

7 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外國人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならない。

(都道府県又は市町村の施設分合、境界變更等に伴う居住地の記載の書換)

第九條 外國人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の施設分合若しくは境界變更によつて、その属する市町村に異動があつた場合又はその居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の變更があつた場合には、遅滞なく、その居住地が新たに属することとなつた市町村又は当該名称の變更があつた市町村の長に對し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外國人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならない。

(居住地以外の記載事項の書換)

第十條 外國人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に變更を生じた場合には、当該變更の事由が生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、書換申請書に登録証明書を添えて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならない。

長は、すみやかに当該外國人に係る登録証明書及び登録原票の記載事項の書換をしなければならない。

3 市町村の長は、前項の場合において、必要があるとき、記載事項の變更を証する文書の提出を要求することができる。

4 第八條第五項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。この場合において、第八條第五項中「第二項」とあるのは、「第十條第一項」と読み替へるものとする。

(登録証明書の有効期間)

第十一條 登録証明書の有効期間は、交付の日から二年とする。

2 外國人は、前項の期間満了前三十日以内に、登録証明書を居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

3 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出するを要しない。

管理庁設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)に定める入国審査官をいう。以下同じ。に登録証明書を返納しなければならない。

2 外國人は、外國人でなくなつた場合には、その事由が生じた日から十四日以内に、居住地の市町村の長に登録証明書を返納しなければならない。

3 外國人が死亡した場合に、第十五條各号に掲げる者が当該各号列記の順位により、その死亡の日から十四日以内に、死亡した外國人が居住していた市町村の長に、死亡した外國人の登録証明書を返納しなければならない。但し、当該外國人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市町村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。

4 前二項の規定により登録証明書の返納を受けた市町村の長は、その登録証明書を都道府県知事を經由して入国管理庁長官に送付しなければならない。

(登録証明書の携帶及び呈示)

第十三條 外國人は、常に登録証明書を携帶していなければならない。

2 外國人は、入国審査官、入国警備官(入国管理庁設置令に定める入国警備官をいう。警察官、警察吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他公務命令で定める員又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当り登録証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しなければならない。

務所以外の場所において登録証明書の呈示を求める場合には、その身分を示す証票を携帶し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外國人には適用しない。

(指紋の押捺)

第十四條 外國人は、第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第二項の申請をする場合には、政令で定めるところにより、登録原票、登録証明書、登録証明書交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を押捺しなければならない。

(代理人による申請、届出及び返納)

第十五條 外國人が十四歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請、届出若しくは返納をすることができない場合には、第三條第一項、第七條第一項若しくは第五項、第八條第一項、第二項若しくは第六項、第十條第一項、第十一條第二項又は第十二條第一項若しくは第二項の申請、請求、届出又は返納は、当該外國人と同居する左の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、当該外國人に代つてしなければならない。

一 配偶者
二 子(十四歳に満たない者を除く)
三 父又は母
四 前各号に掲げる者以外の親族
五 その他の同居者

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案外一件

四六二

(登録原票等の記載の書換)

第十六條 市町村の長は、第八條第四項若しくは第七項、第九條第二項又は第十條第二項の規定により登録原票の記載の書換をした場合には、都道府県知事及び都道府県知事を經由して入国管理庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けた場合には、登録原票の記載の事項の書換をしなければならない。

(申請等の手続及び申請書等の様式)

第十七條 登録証明書の交付、引替交付、再交付及び引換の申請、登録証明書の交付、引替交付及び再交付、登録証明書の返納並びに居住の変更の届出の申請並びに登録証明書の交付の申請書、登録原票、登録証明書の引替交付申請書、登録証明書の返納命令書、登録証明書の再交付申請書、再交付申請理由書、居住の変更申請書、居住の書換申請書、再交付申請書並びに第四條第七項及び第十三條第三項に定める地方公共団体の職員的身分証明書の様式は、外務省令で定める。

(罰則)

第十八條 左の各号の二に該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は引換の申請をしない、これらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者。

明書の交付、再交付又は書換の申請をしない、これらの項に規定する期間をこえて本邦に在留する者。

二 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付又は引換の申請に虚偽の申請をした者。

三 第三條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項又は第十一條第二項の規定による登録証明書の交付、再交付又は引換の申請を妨げた者。

四 第三條第六項又は第十一條第五項において准用する第三條第六項の規定に違反した者。

五 第六條第四項の規定による命令に従わなかった者。

六 第七條第五項又は第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者。

七 第十三條第一項又は第二項の規定に違反して登録証明書を携帯せず、又はその提示を拒んだ者。

八 第十四條の規定に違反して指紋の押なつをせず、又はこれを妨げた者。

九 他人名義の登録証明書を行使した者。

十 行使の目的をもつて、登録証明書を他人に譲り渡し、若しくは貸與し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸與を受けた者。

前項の罪を犯した者には、懲役

又は禁錮及び罰金を併科することである。

第十九條 第十五條に規定する場合において、同條第一項各号に掲げる者が、第二條第一項、第七條第一項、第八條第二項若しくは第六項、第十條第一項若しくは第十一條第二項の規定に違反して登録証明書の交付、再交付若しくは書換の申請をしなかつたとき、又は第七條第五項若しくは第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して返納をしなかつたときは、五千円以下の過料に処する。第三條第四項の規定に違反して申請をしなかつた父又は母、同條第五項の規定に違反して申請をしなかつた者及び第十二條第三項本文の規定に違反して返納をしなかつた者も、また、同様とみなす。

(過料の裁罰の管轄)

第二十條 過料の裁罰は、簡易裁判所が行う。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第十四條及び第十八條第一項第八号の規定は、この法律施行の日から一年以内において政令で定める日から施行する。

2 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する旧外国人登録令第十四條から第十六條までの適用については、なお、従前の例による。

5 旧外国人登録令の規定による登録証明書及び外国人登録簿は、それぞれこの法律の規定による外国人登録証明書及び外国人登録簿とみなす。(この場合において、旧外国人登録令の規定による登録証明書の有効期間は、この法律施行の日から六月とす。)

6 旧外国人登録令第十一條第一項に規定する者で同令の規定による登録証明書を所持するものは、第三條第一項の規定にかかわらず、この法律の規定に基いて登録証明書の交付を受けた外国人とみなす。

7 旧外国人登録令の規定による登録の申請でこの法律施行の際当該申請に対する処分がされてないものは、この法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。

8 旧外国人登録令の規定による登録証明書を有する外国人は、第五号後段に規定する当該登録証明書の有効期間の満了前三十日以内に、第十一條第二項の規定により、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

9 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)」を「外国人登録法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

外国人登録法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○仲内憲治君登壇

した。ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、外務委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

同法案を提出いたしました政府当局の説明に基きまして、まず第一の法律案の概要について御説明申し上げます。

その第一点は、本法案は本文五箇條と附則からなつておりまして、その第四條において、昭和二十六年政令第三百十九号の出入国管理令と、昭和二十六年政令第三百二十号の出入国管理庁設置令の両政令を、本法案によつて若干の改正を加えて、法律としての効力を有せしめようとしておる点であります。

その第二点は、前述の出入国管理令の一部を改正して、外国人とは日本の国籍を有しない者のみに限定して、連合国軍関係者に関する規定を削除したことでありまして、次に、同令第二十二條の次に同條の二を追加して、その第一項に、日本国の国籍を離脱した者または出生その他の事由により日本の出入港に上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、それぞれ日本国の国籍を離脱した日から六十日を限り、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができるとし、その第二項において、同期間を越えて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日から三十日以内に、外務省令で定めるところに

より、入国管理庁長官に対し在留資格の取得を申請しなければならぬと規定して、日本人が外国人となつた場合または出産その他の理由によつてまだ在留資格を持たず、事実上本邦に在留することになつたものに對し、在留資格を取得せしめんとする規定を新たに設けた点であります。

その第三点は、出入国管理令の一部改正に伴う経過規定でありまして、本法案第二條に規定するところでありまして、すなわち同條第一項に、この法律施行の際現在本邦に在留する外国人で、左の各号の一に該当するものが、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することが出来る期間は、出入国管理令第三十二條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六箇月とするとなし、それに該当するものは次の三條件を具備したものとしております。すなわち、一、連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者、二、昭和二十年九月二日以前から引続き外国人として本邦に在留する者、三、日本との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力発生の日において日本國籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引続き在留し、かつ外国人登録法による外国人登録証明書を所持するものとなつております。もちろん、これらの人々も、同項の期間を越えて在留しようとするものは、この法律の施行の日から三箇月以内に、入国管理庁長官に対し在留資格の取得の申請をなす必要があるものであります。

その第四点は、本法第二條第六項に規定する事項であります。すなわち、日本國との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力発生の日において日本國籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引続き本邦に在留するもの及び昭和二十年九月三日からこの法律の施行の日までに本邦で出生したその子は、この出入国管理令第三十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができるといふ規定であります。この規定によりまして、日本國との平和條約の規定に基き、同條約の最初の効力発生の日において日本國籍を離脱する者、いわゆる朝鮮人、台湾人のごとく新たに外国人となる者に對し、一般外国人と同等に、差別待遇をしないことが原則にはありますが、これらの人々の特殊性にはあつて、國籍の転換に際し適切な必要な措置をとるために、昭和二十年九月二日以前から引続き本邦に在留していたものについては、別に法律で定めるまでは、そのままに在留資格を有することなく在留せしめ、たとへば日韓會議等によつて、これらの人々に対する措置が決定された後、法律をもつて決定することとなし、昭和二十年九月三日以後に入国したもののついてのみ、この際一般外国人と同様に規制することになつておるものであります。

その第五点は、昭和二十六年政令第三百二十号の出入国管理庁設置令の一部改正でありまして、同令第三條第一項を改正して、入国管理庁は出入国管理令による出入国の管理及び外国人登録法による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とするものと改めたこと、

その他外国人登録法制定に伴う條文の整理のほか、札幌市に新たに札幌出張所を増設したことを規定しておる点であります。

その第六点は、從來ありましたが命令の廃止規定でありまして、すなわち、昭和二十一年厚生省令、内務省令、司法省令第一号の朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南（口の島を含む）の鹿児島県または沖縄県に有する者の登録令及び昭和二十五年政令第二百二十七号、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令の二命令を本法案において廃止した点であります。

次に、第二の外国人登録法案の概要について御説明申し上げます。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月、ポツダム勅令として、外国人の管理のために制定実施されました。その後、昭和二十六年十一月、出入国管理令が施行せられ、一般外国人の出入国については管理令の適用を受けることとなり、従つて外国人登録令は、一般外国人の登録関係と、朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至りました。しかるに、平和條約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は日本の國籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受けることとなります。従つて、現行の外国人登録令の、連合国最高司令官の入国許可及びこれに付随する不法人者等の退去強制等の規定は不必要となり、また登録関係の規定は内容においても不備の点があるもので、この際外国人登録法を廃止し、新たに外国人登録法を制定したいといふことになりました。

この法案の主要な点をあげますと、

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係命令の措置に関する法律案外一件

は、アジア諸民族との隣接友好を心から新念してやまないものであります。同時にまた、われわれは法治国家の良識ある国民として、法秩序と社会秩序とは絶対に守り抜かねばならないと確信をいたすのであります。(拍手)

阿法案審議の過程におきまして、平和條約発効とともに日本國籍を離脱することになる人々から、無数の陳情や嘆願が、電報、郵便その他によって寄せられたのであります。われわれは、日本國籍を失うこれらの人々の心情に思い至りますとき、まことに同情にたえないものがあります。そうして、そのゆえにこそ、われわれは独立國家として日本の權威を傷つけない限りにおいて、これらの人々に対して同情ある施策を行わねばならぬと叫び続けて参つたわけでありまして、しかるにわれわれは、ここに同僚議員諸君に対して、きわめて不幸なる事實を報告しなければなりません。それは、これらの陳情嘆願書の中には、きわめて不適當なる言辭をもつて議員を脅迫したものが相当多数に及んだことと、立憲主義の完成せんとはいながら、日本國會において、日本人議員による日本國法律の立法にあつて、外部からの脅迫によつてその審議を妨げせんと意圖する者が存在したことは、東亞民族の隣接友好の立場から、日本國會の尊嚴の見地からも、まことに遺憾しくといわなければなりません。(拍手)

平和條約の発効によつて國籍を離脱することになる人々の大多数は、かつて日本國民として、戦前戦後を通じて、われわれとともに苦楽をわかれ、互いに相信し、相許した、われわれの同胞でございます。今日、朝鮮並びに中國は、不幸にも戦亂の渦中にありまして、彼らには帰るべき家郷もなく、日本にあつて路頭にさまたる貧困者もあつて、われわれの同情すべき、かつてのわれわれの同胞に對し、まことに政府は最善の措置をとるべきものと考へるのであります。

阿法案の成立の上は、以上申し述べました諸点については、政府は特に留意し、法の好意的解釈と、理解ある運用によりまして、善良なる、かつてのわれわれの同胞に對し、あたたかい同情の手を差延べ、不必要なる誤解と混亂を回避すべきはもちろんのこと、ますます華僑友好の關係を緊密化し、もつてアジア民族の親善と繁榮に寄與すべきことを特に政府に強く要請いたしまして、阿法案に賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(林田龍雄) 林田郎君。
(林田郎君答復) 私は、日本共産黨を代表いたしまして、ただいま議題となつてゐる出入國管理令、外國人登録法の阿案について反對するものであります。一、出入國管理というものは、新だに日本の國に出入りする者を取締る、管理するといふのが本来の建前なのであります。しかるに、この法案によりまして、明治以來何十年の間、日本人として日本に居住し、中には日本人を妻として、風俗習慣もまったく日本人として生活した朝鮮人、台湾人の諸君を、にわかに外國人として取扱つて、これを新たに日本の國に入

入する外國人の條件によつて管理しようとしてゐるのであります。しかも、このにわかに日本の國に出入りする外國人と同一の條件に該当しない者は、現在戦亂のちまたになつておるところの朝鮮並びに台湾に強制的な退去を命ずるといふのであります。しかも、一、政府はなぜこのような非人道的な処置をとらなければならないのか、從來日本に在る朝鮮人や台湾人の諸君を、急にイギリス人やフランス人と扱つて、この條件に該当しない者は、今戦争の行われている朝鮮や台湾へ送るといふ、このような非人道的な処置を、なぜ今とらなければならないのか、このことは、実は明らかであります。

今や、朝鮮でも中國でも、長い間の帝國主義者の植民地政策に對して、子供や婦人までが立ち上つて、その植民地政策のきつたを断ち切つて、中華人民共和國や、朝鮮民主主義人民共和國を樹立して、民族解放の大きな革命をなし遂げつつあるのであります。今や中國や朝鮮の兩民族は、民族獨立の意識に燃え盛つてゐるのであります。ところが、このよ様な民族意識に目ざめた勢力が日本に六十萬もいたのでは、第一「アジアの新しい支配勢力であるところの」帝國主義者が、日本を、今度結んだ行政協定によつて、新しく植民地として、朝鮮や台湾と同じよ様な立場に陥れるには少しやまになつて来たか、これを何とか送り返さなければならぬといふことと、このアメリカの日本植民地——の傀儡として自分の政權を維持してゐる吉田内閣もまたこれと同じ立場にあるといふことが、今度の強制送還のねらいの

第一なのであります。ここで内外の反動勢力が共謀して、日本から在日朝鮮人、台湾人を、同じアメリカの手先であるところの蔣介石や李承晩のもとに送り届けて、かれらの手で殺戮するか、場合によつては——までして弾圧せしめようとする陰謀が、この法案のほんとうのねらいなのであります。

現に、一九五一年三月十七日、朝鮮解放救済会の陳情によつて、昨年五月韓國に送還された、朝鮮人の平和運動家金聖聖氏は、最近李承晩の手で死刑の宣告を受けておるのであります。しかも、その金聖聖氏が——(発言する者多し) 諸君、聞きたまへ。この金聖聖氏は、アメリカ軍の司令部から、スパイとして、日本の警視庁で軍事裁判を受けたのであります。ところが、アメリカの検事側の、韓國某高官の要請によつてと称して、動議によつて一旦釈放された金聖聖氏は、日本の警察で、今度は密入國の疑ひありとして再び検挙されて、韓國に強制送還されたのであります。日本で殺すのは、ちよつとむずかしい。人間の屠殺場である韓國へ送つた方が仕事がやりやすいといつて、平和主義者を朝鮮に送つておる。この——帝國主義者と、吉田と李承晩の野望な、方

法の共同陰謀を規定したのが、この二つの法案なのであります。これは、ヒトラーのユダヤ民族迫害以上の惡辣な、——的な民族弾圧政策であります。これこそ、治安立法により共産黨その他國內の民主的な勢力を弾圧してゐる吉田内閣の政策と相まつて、吉田内閣の

入する外國人の條件によつて管理しようとしてゐるのであります。しかも、このにわかに日本の國に出入りする外國人と同一の條件に該当しない者は、現在戦亂のちまたになつておるところの朝鮮並びに台湾に強制的な退去を命ずるといふのであります。しかも、一、政府はなぜこのような非人道的な処置をとらなければならないのか、從來日本に在る朝鮮人や台湾人の諸君を、急にイギリス人やフランス人と扱つて、この條件に該当しない者は、今戦争の行われている朝鮮や台湾へ送るといふ、このような非人道的な処置を、なぜ今とらなければならないのか、このことは、実は明らかであります。

今や、朝鮮でも中國でも、長い間の帝國主義者の植民地政策に對して、子供や婦人までが立ち上つて、その植民地政策のきつたを断ち切つて、中華人民共和國や、朝鮮民主主義人民共和國を樹立して、民族解放の大きな革命をなし遂げつつあるのであります。今や中國や朝鮮の兩民族は、民族獨立の意識に燃え盛つてゐるのであります。ところが、このよ様な民族意識に目ざめた勢力が日本に六十萬もいたのでは、第一「アジアの新しい支配勢力であるところの」帝國主義者が、日本を、今度結んだ行政協定によつて、新しく植民地として、朝鮮や台湾と同じよ様な立場に陥れるには少しやまになつて来たか、これを何とか送り返さなければならぬといふことと、このアメリカの日本植民地——の傀儡として自分の政權を維持してゐる吉田内閣もまたこれと同じ立場にあるといふことが、今度の強制送還のねらいの

第一なのであります。ここで内外の反動勢力が共謀して、日本から在日朝鮮人、台湾人を、同じアメリカの手先であるところの蔣介石や李承晩のもとに送り届けて、かれらの手で殺戮するか、場合によつては——までして弾圧せしめようとする陰謀が、この法案のほんとうのねらいなのであります。

現に、一九五一年三月十七日、朝鮮解放救済会の陳情によつて、昨年五月韓國に送還された、朝鮮人の平和運動家金聖聖氏は、最近李承晩の手で死刑の宣告を受けておるのであります。しかも、その金聖聖氏が——(発言する者多し) 諸君、聞きたまへ。この金聖聖氏は、アメリカ軍の司令部から、スパイとして、日本の警視庁で軍事裁判を受けたのであります。ところが、アメリカの検事側の、韓國某高官の要請によつてと称して、動議によつて一旦釈放された金聖聖氏は、日本の警察で、今度は密入國の疑ひありとして再び検挙されて、韓國に強制送還されたのであります。日本で殺すのは、ちよつとむずかしい。人間の屠殺場である韓國へ送つた方が仕事がやりやすいといつて、平和主義者を朝鮮に送つておる。この——帝國主義者と、吉田と李承晩の野望な、方

法の共同陰謀を規定したのが、この二つの法案なのであります。これは、ヒトラーのユダヤ民族迫害以上の惡辣な、——的な民族弾圧政策であります。これこそ、治安立法により共産黨その他國內の民主的な勢力を弾圧してゐる吉田内閣の政策と相まつて、吉田内閣の

入する外國人の條件によつて管理しようとしてゐるのであります。しかも、このにわかに日本の國に出入りする外國人と同一の條件に該当しない者は、現在戦亂のちまたになつておるところの朝鮮並びに台湾に強制的な退去を命ずるといふのであります。しかも、一、政府はなぜこのような非人道的な処置をとらなければならないのか、從來日本に在る朝鮮人や台湾人の諸君を、急にイギリス人やフランス人と扱つて、この條件に該当しない者は、今戦争の行われている朝鮮や台湾へ送るといふ、このような非人道的な処置を、なぜ今とらなければならないのか、このことは、実は明らかであります。

今や、朝鮮でも中國でも、長い間の帝國主義者の植民地政策に對して、子供や婦人までが立ち上つて、その植民地政策のきつたを断ち切つて、中華人民共和國や、朝鮮民主主義人民共和國を樹立して、民族解放の大きな革命をなし遂げつつあるのであります。今や中國や朝鮮の兩民族は、民族獨立の意識に燃え盛つてゐるのであります。ところが、このよ様な民族意識に目ざめた勢力が日本に六十萬もいたのでは、第一「アジアの新しい支配勢力であるところの」帝國主義者が、日本を、今度結んだ行政協定によつて、新しく植民地として、朝鮮や台湾と同じよ様な立場に陥れるには少しやまになつて来たか、これを何とか送り返さなければならぬといふことと、このアメリカの日本植民地——の傀儡として自分の政權を維持してゐる吉田内閣もまたこれと同じ立場にあるといふことが、今度の強制送還のねらいの

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号 ボンダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係命令の措置に關する法律案外一件

四六六

者を登録令違反として台詞または南鮮に強制送還して、——の亡命政權によつて弾圧されることになるという事は、火を見るよりも明らかではありませんか。

一方、このようにして國籍を強制して、そうして韓籍や國籍に登録された在日朝鮮人あるいは台籍人の諸君はどうか。韓国の国内法によれば、これは、軍隊に徴用される者は明らかに軍隊に徴用され、日本で軍事的な教育を受けた上に、アメリカの北太平洋統一軍の人的資源に供されて、また朝鮮に送られる。このことは、朝鮮民族の熱願しておる朝鮮の統一を妨害するのみならず、かえつて朝鮮の戦争に油を注いで、——政策に加盟して、ひいては日本自体をこの極東の戦争の渦中に巻き込むことになり、戦争のどろに足を踏むことになり、日本人自身の問題になるのであります。今や吉田政府は、国内で憲法を蹂躪して人民を弾圧するのみでなく、対外的にも、アジアの平和を——して、アジアの民族全部を——にまわして、日本をますますアジアの孤兒たらしめんとしておるのであります。

私は、次に、この両法案の最も中心的な問題である強制送還の問題について論を進めたいと思つております。一体、自由党の諸君は、善良なる朝鮮人は安心して日本におられると云うのであります。出入国管理令と外国人登録令を見ますと、日本に永住許可を受けるためには、第一に素行が善良であること、素行が善良であるとは何のことでありまうか。第二には、独立の生活を営むに足る資産または技能を有することと必要とする。さらに強制送還

去の條件を見ますと、貧乏者で、地方公共団体の負担になる者は追い返す、こゝなつておる。ところが、諸君、問題はこれで解決しない。

一体、日本に在留しておる朝鮮人や中国人の諸君は、どうして日本に在留せざるを得なくなつたのであります。戦争中、また戦後の大部分は、太平洋戦争の間、たゞた強制的に徴用、いわゆる人間狩りをして、泣く、泣く、母国の家族や、自分の親戚や妻と無慈悲に引離されて、日本に連れて来られた上にやらされたことは何か。土方や、沖仲仕や、炭鉱で、たゞた収容され、死ぬよりはましだといふ奴隷的な強制労働にさせられて来たのであります。しかも、もしこれに不平を言つたり、反抗する者は、武器を携帯した特高やその勤務係によつて、検問所で取調べを受けた上に、あるいは投獄され、あるいは戦場の壁きわで、その場で射殺せられたのであります。福岡県の三菱田炭坑のことでは、あかつきに新式の凍死事件のごときは、またたく日常茶飯事にすぎなかつたのであります。さらに驚くべきことは、中国人の捕虜労働者に至つては、秋田県の鹿島組の花岡出張所において、九百何十名の中国捕虜労働者のうち、突に四百名が屠殺されておるのであります。

しかも、この朝鮮人や中国人に対して、一体終戦当時、日本の政府や資本家のこつた処置はどうですか。諸君の中にも心当りがある人があつて、しよ。どんなことをしたか。いろいろの積立金のごときは、ほとんど支拂われず、帰国の旅費すら、くれたりくれなかつたり、はつたり出されおる。母國に帰りたいと願ふことすらできない

ようにさせたのは、一体たれなんです。日本の政府以外の何ものでもないにやないですか。しかも、彼らが貧乏になりたくないといつて銀行から金を借りようとするばどうですか。朝鮮人や中国人に対しては、銀行の融資は、おろかあつて、とさされておる。信用組合を設立しようすれば、朝鮮人や台籍人には許されないと云ふ。生業資金や住宅資金がほしいと云ふは、選挙権がないからといつて貸出しはされな

い。一切の就職はとさされ、一方税金は、べらぼうに、日本人並——にとられておる。しかたがないから、お互いに力を合せて、お互い同士が生活を守ろうといつて朝鮮人連盟をつくつたところ、これは武装警官のどろくつで踏みつけられて、解散を命ぜられておる。

○議長(林義治君) 林君、時間が経過いたしましたから、結論を出してください。○林百郎君(総) しかも、せめて自分の子供たち、母國の言葉で、文部省の規定に従つて教育をさせようとして、政府からは一銭の補助も受けず仲間の浮財で建てた全園五百の学校も、先生や生徒の血を流しての反対にもかかわらず、閉鎖を命ぜられておるのであります。

このようにして、政府は朝鮮人が朝鮮語を語る自由する踏みにじつておいて、これをにわかには外人だといつて、難病で病院に入つておる者を送り返すといふ、貧困者を送り返すといふ、浮浪者を送り返すといふ、失業者を送り返すといふ、さらに吉田内閣に反向する者は、吉田外務大臣の認定一つで送り返すといふのであります。一体、朝鮮人を脅迫しておるのはたれですか。

○議長(林義治君) 林君、結論をつけよう。このことは明らかであります。諸君の一方に、一方諸君はどうか。諸君の「アメリカに對してはどうして」の「アメリカに對してはどうして」のおろか。軍人であらうか、軍醫であらうか、家族であらうか、土産屋であらうか、やみブローカーであらうか、何ら日本側からの制限を受けることなく、またたく、わがもの顔に大きな額をして、大手を振つて、まるで自分の國であるかのごとく自由に日本の國に出入りするのを許しておいて、これがどんな反國家的な行動をしても、どんな不届きなことをしても、日本みずから手では追いつくこともできないやないですか。これが、このたびの行政協定のとりきめじやありませんか。

○議長(林義治君) 林君、時間が経過いたしましたから、結論を急いでください。○林百郎君(総) 在日朝鮮人や中国人は、まだ日本人であります。しかも、彼らとて、一日も早く母國に歸つて、その建設に参加したいのはやま／＼であります。現在母國に侵略戦争が行われて、歸るに歸る所がないし、また自分の好む所へ歸るにも、歸ることの自由を持たないのであります。そのため日本に在るにすぎないのであります。彼らの母國に平和が訪れ、統一した政府ができるまで、これらの人々を十分保護してやることは、過去における日本の帝國主義者がこの両民族に犯した罪を考へるならば、當然の義務だと思つておるべきであります。

○議長(林義治君) 林君、中止を命じます。山本利壽君。○山本利壽君(登壇) 私は、ただいま議題となつております、ボンダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係命令の措置に關する法律案並びに外国人登録法案に對し、改進黨を代表して、二、三重要な諸点を指摘して政府の注意を促し、本案に賛成の意を表明せんとするものであります。(拍手)

近く平和條約はその効力を発生せんとし、わが國は獨立國としての地位を國際間に認められたいとしておるのであります。獨立國が、その國にとつて好ましからざる者の入國を制限し、また一旦入國を許した者に対して、その國の治安を亂し、あるいは種々の害毒を流す場合、これを送還することは國際的通念でありまして、その取扱ひ方法に對しては、すでに國際的慣例が確立されておるのであります。わが國は、今や六箇年有半の占領から解放され、連合國最高司令官の入國許可權の停止とか、新たに日本國籍を離脱せんとする、朝鮮人、台籍人の存在と、あるいはまた北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する人

國、朝鮮人は、今やかつての——このことを、諸君よく知つていただきたい。中國や朝鮮は、今やかつての日本帝國主義の支配に身をゆだねていた中國、朝鮮では、血を流してまでも、開つて民族解放革命を成就し、民族獨立の偉業をし遂げつた偉大な民族であることを知るべきであります。〔発言する者、離席する者多々、騒動騒然〕

昭和二十七年三月二十九日 衆議院會議録第二十七号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係命令の措置に關する法律案外一件

四六八

當時の現行法以上の——を法律の名において行わんとしておるのであります。まさに朝鮮人等の大批——法案と称しても決して過言ではございません。

政府は、委員会の質疑応答で、こう言っております。日本に長年平穩無事に住んで来た善良な朝鮮人、中国人を強制送還するような意圖は持つていない。ただし、自由党の佐々木君もそういうことを言われた。しかしながら、政府の言う善良とはいかなるものをさしておるか問題であります。現に吉田内閣は、憲法に保障された労働者の基本的権利である罷業権を行使して、みずからの生活を守らんとする労働者諸君を、不逞の徒呼ばわりしておるのであります。このような政府の感覚をもつてすれば、吉田内閣の相棒であり兄弟分である、あの蔣介石、李承晩政権に反対する中国人、朝鮮人は、すべて好ましからざる人物、善良ならざる人物として強制送還に付けられることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)

現在日本に居住する朝鮮人、中国人は、ごく少数の例外を除きまして、終戦前から引続き日本に住んで、日本人と同様の生活をして、日本人と結婚し、その間に子までなしている方が多数おられるのであります。かくのごとき人々が、本法律によれば、反蔣介石、反李承晩であるという事実だけで、南朝鮮または台湾に無理やり強制送還されるような仕組みになつておるのであります。現に管理令一千四條によれば、一行政官であるところの外務大臣が、日本の利益または公安を害する行為を行つたと認定しただけで

強制送還されることになつておりますが、この條文の適用いかんでは、現在日本に李承晩政権を統一政権と認め、あるいは蔣介石政権と講和條約を取結ぼうとして、これと親善の交わりをしようとしておる。この李承晩政権、蔣介石政権に反対する者は、直接、間接に日本の利益を害するものであるとの解釈のもとに強制送還される場合が想像いたされるのであります。これは、ほんの一例でありまして、二十四條は、政府の一方的認定で、好ましからざる人物を強制送還できるような、巧みな仕組みになつておるのであります。

さらに問題は、長年日本に居住する朝鮮人、中国人が、従来通り日本に永住しようとして希望する場合、管理令の定むるところによつて、入国管理局長官に国籍證明書を提出して永住の許可申請をしなければなりません。しかも、現在日本に居る朝鮮人、朝鮮人の代表部というものは、実は中国、朝鮮のすべての民衆の意思により認められ、中国、朝鮮の全境にわたつて統治権を行使しておるところの正統政府ではなくして、一地方政権にすぎない蔣政権、李承晩政権の代表部であります。これらの代表部に對しまして、現在日本に居留する朝鮮人、中国人が国籍證明書の交付申請を行はざるも、たゞの交付申請をなしたとしても、これらの代表部が、自分たちに反対する人々に国籍證明書を出すはずがありません。朝鮮における北鮮、南鮮両政権の存在、中国における中共政権と蔣介石政権の對立という現実を無視いたしました。一方の政権代表部の発行する国籍證明書を要求するといふことは、人

権侵害にうたわれたところの国籍選択の自由を奪ふところの暴挙であると同時に、不可能を企てるものであります。(拍手)もし政府にして、ほんとうに長年日本に居住する中国人、朝鮮人を日本に永住せしめようという誠意を有するならば、現下の朝鮮、中国の政情に照らしまして、なぜ簡明直截に、国籍證明書の添付なくとも、長年日本に居住していたといふこの事実の証明をもつて永住許可を與へることをしないのでありましからぬ。閣議國務大臣は、長らく日本に居住する朝鮮人、中国人には、自分の国籍證明なくとも居住を認めるという便宜の措置を考へておる、こゝ言つておられますが、もし真にこれを行ふ意思があるならば、なぜこれを法律に明文化しないのでありましからぬ。問題がこの点に據れて参ります。閣議氏は言を左右にして、この私たちの当然の要求を拒否するのであります。この当然の要求を拒否する

に、現在日本に居る朝鮮人、中国人に国籍證明書を要求し、これを提出せざる者、外国人登録法違反にひつかけて、南鮮、台湾に強制送還せんとする意圖が窺はれておるといわれます。併解の余地がないと思ひます。(拍手)今、改進黨の山本君は、政府の便宜処置を信用すると言はれましたが、改進黨の諸君はまことに——である。現に、あの安保條約の締結の際に、改進黨の諸君は、どう言つたか。安保條約締結の際に、行政協定は政府の善処を期待すると言つた。その言つて安保條約に賛成した。ところが、現在行政協定が発表せられるや、大いに反対されておる。まことに——であるといわさるを得ないのであります。(拍手)

さらにまた、閣議國務大臣は、便宜の処置として、国籍證明書はまったく形式的、機械的な手續で、駐日代表部に申請させれば簡単にとれるようにしたいと答へておられます。もし閣議氏が、そんなことで問題が解決される、まじめに考へておるといふいたしましたならば、閣議氏は、李承晩政権は蔣政権の駐日代表部と在日朝鮮人、中国人との關係がいかなるものであるかについてまったく無知であることを、みづから表明しておるものであります。在日朝鮮人、中国人の大多数は、現在の駐日代表部、にせ政権の出店であるといふ考えをもちません。また事実その通りなんです。そのために、現在においては、祖國の獨立を思ひ、祖國の統一を欲し、真に祖國を愛する朝鮮人、中国人は、これらの代表部から保護を受けていない。のみならず、あらゆる形で迫害をも受けておるといふのであります。こんな代表部に対して、どんなに簡単な、機械的な手續にしろ、国籍證明書を求めて、容易に入手できるはずはありません。現に日本政府自身でさえも、モスクワの經濟會議に出席のための旅券の申請、これはまったく機械的、形式的手続であります。これに對しても旅券発行を拒否しておるではありませんか。(拍手)聰明な閣議氏が、この間の実情を知らないはずはなく、知つておるが、ためにするところがあつて、あえて知らないふりをしておる。

本法案が成立施行されたあかつきには、現在政府がいかに否定しようといふたしましても、近い将来、在日の善良なる朝鮮人の多数が戦亂の南朝鮮に

強制送還され、李承晩政権に反対したという理由で獄に投ぜられ、あるいは弾丸として朝鮮戦線に持ち出されることは明らかであります。まさに政府は、本法案の形で、大量の朝鮮人に——の宣告を與へんとしているのではありません。(拍手)この人道を無視した政府のやり方に対して、今や朝鮮人の人々は、憤激の極に達しております。もし、これがため各地に暴動が起き、あるいは不幸な事態があつたならば、その責任はかかつて吉田内閣並びに自由党の諸君にあるといわなければならない。(拍手)

今回のサンフランシスコ平和條約の締結、さらに近く締結を予想されておる、いま日本をアジアの孤兒になせうとしております。この悲しむべき事態のもとにおいて、日本人がアジアの人々と友好關係をとりもどし、滿洲外交を行つて行く道と見做されておる、たゞ一つの方法は、現在日本に在住する中国人、朝鮮人を初めとするアジアの諸國民とお互いに手をとり合ひ、助け合ひ、お互いに深い信頼關係において結ばれて行つて、このようにして、つちかわれたとこの信頼關係を基礎に、初めて日本人は將來アジアの民衆と広く手を結ぶことができるのであります。(拍手)しかるに、政府の自主性を喪失した政治、アジアを離れた外交政策は、この唯一の残された道でも、本法案においてこそとておるのであります。戦時中、時の軍閥内閣は、日独軍事同盟を締結し、無謀な太平洋戦争に國民をかり立て、日本を今日の亡國の悲境に陥れた。吉田内閣は、サンフランシスコ平和條約の必然の結果とし

て、日独伊東事同盟にかゝるに、李承晩政権、蔣介石政権と條約を結びまして、再び日本を戦争に陥れんとしております。まことに歴史は繰り返さんとしておるといわけばなりません。

以上述べました通り、本法案は、この日韓、日台同條約に連なり、この同條約を背景に持ち、朝鮮人、中國を初めとするアジア人と日本人を敵對關係に陥れ、日本人を永久にアジアの孤兒たらしめんとする法案でありますがゆゑに、私たちは断固反對するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) 先刻の林君の發言中、不穩當の言辭がございました、速記録を取調べの上、適當の処置をとることといたします。

又、大いなる成田君の發言中、不穩當の言辭があつたやうでありますから、速記録を取調べの上、適當の処置をとることといたします。

これにて討論は終局いたしました。兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

明後三十一日は定刻より特に本會議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時十九分散会

出席國務大臣 山崎 猛君
出席府委員 保利 茂君
内閣府長官 辻村 義知君
特別調達官 長官官房長官
入閣府長官 鈴木 一君
大蔵府長官 西村 直己君
文部府長官 今村 忠助君
文部大臣官 小林 行雄君
通商産業省通 記内 角一君
商船局長 佐々木泰世君
運輸政務次官 柳澤 米吉君
海上保安局長 柳澤 米吉君

昭和二十七年三月二十九日、衆議院會議録第二十七号 議長の報告

山本廉平及び昨二十八日承認した加藤陽三を昨二十八日それぞれ府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日府委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 門司 亮君(理事門司亮君去る二十五日委員辭任につきその補欠)

理事 淺香 忠雄君(理事奥村又十郎君昨二十八日理事辭任につきその補欠)

理事 甲木 保君(理事佐藤重遠君去る十二月十二日委員辭任につきその補欠)

理事 多武良哲三君(理事今泉貞雄君昨二十八日理事辭任につきその補欠)

労働委員會 理事 船越 弘君(理事船越弘君去る二十六日委員辭任につきその補欠)

理事 森山 教司君(理事森山教司君去る二十五日委員辭任につきその補欠)

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 門司 亮君
地方行政委員 桐澤ま子君
外務委員 鈴木 義男君
労働委員 戸叶 里子君(非之口政雄君、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。鈴木 義男君)

人事委員 井之口政雄君
地方行政委員 門司 亮君
外務委員 戸叶 里子君
労働委員 川島 金次君
桐澤ま子君

一、昨二十八日府委員會に付託された議案は次の通りである。

在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律案(内閣提出第三六号)

一、昨二十八日委員會に付託された議案は次の通りである。

在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律案(内閣提出第三六号)

飼料給與調整法案(井上良二君外九十六名提出、衆議院第二〇号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣提出第三七号)

以上二件 農林委員會 付託

一、昨二十八日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

夏時刻法を廃止する法律案

一、昨二十八日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

当せん金附屬票法の一部を改正する法律案

國庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

飼料給與調整法案(井上良二君外九十六名提出)

出席國務大臣 山崎 猛君
出席府委員 保利 茂君
内閣府長官 辻村 義知君
特別調達官 長官官房長官
入閣府長官 鈴木 一君
大蔵府長官 西村 直己君
文部府長官 今村 忠助君
文部大臣官 小林 行雄君
通商産業省通 記内 角一君
商船局長 佐々木泰世君
運輸政務次官 柳澤 米吉君
海上保安局長 柳澤 米吉君

一、昨二十八日大の内閣提出案(參議院同付)に對する參議院の修正に同意した旨參議院に通知した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知を受領した。

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に關する法律の一部を改正する法律案

森林火災國營保險法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知を受領した。

郵政事業特別會計法及び電気通信事業特別會計法の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律案

船員保險法の一部を改正する法律案

衆議院會議録第二十三号中正誤

頁 段 行 誤 正

三〇三 義務勸定 業務勸定

三〇四 二 國公に 國内に

三〇五 末七 規定 安定

三〇六 一 末七 第七條に見 第七條の見出しとして

三〇七 二 出とし 出とし

三〇八 三 出とし 出とし

三〇九 四 出とし 出とし

三一〇 五 出とし 出とし

三一一 六 出とし 出とし

三一二 七 出とし 出とし

三一三 八 出とし 出とし

三一四 九 出とし 出とし

三一五 一〇 出とし 出とし

三一六 一一 出とし 出とし

三一七 一二 出とし 出とし

三一八 一三 出とし 出とし

三一九 一四 出とし 出とし

三二〇 一五 出とし 出とし

三二一 一六 出とし 出とし

三二二 一七 出とし 出とし

三二三 一八 出とし 出とし

三二四 一九 出とし 出とし

三二五 二〇 出とし 出とし

三二六 二一 出とし 出とし

三二七 二二 出とし 出とし

三二八 二三 出とし 出とし

三二九 二四 出とし 出とし

三三〇 二五 出とし 出とし

三三一 二六 出とし 出とし

三三二 二七 出とし 出とし

三三三 二八 出とし 出とし

三三四 二九 出とし 出とし

三三五 三〇 出とし 出とし

三三六 三一 出とし 出とし

三三七 三二 出とし 出とし

三三八 三三 出とし 出とし

三三九 三四 出とし 出とし

三四〇 三五 出とし 出とし

三四一 三六 出とし 出とし

三四二 三七 出とし 出とし

三四三 三八 出とし 出とし

三四四 三九 出とし 出とし

三四五 四〇 出とし 出とし

三四六 四一 出とし 出とし

三四七 四二 出とし 出とし

三四八 四三 出とし 出とし

三四九 四四 出とし 出とし

三五〇 四五 出とし 出とし

三五一 四六 出とし 出とし

三五二 四七 出とし 出とし

三五三 四八 出とし 出とし

三五四 四九 出とし 出とし

三五五 五〇 出とし 出とし

三五六 五一 出とし 出とし

三五七 五二 出とし 出とし

三五八 五三 出とし 出とし

三五九 五四 出とし 出とし

三六〇 五五 出とし 出とし

三六一 五六 出とし 出とし

三六二 五七 出とし 出とし

三六三 五八 出とし 出とし

三六四 五九 出とし 出とし

三六五 六〇 出とし 出とし

三六六 六一 出とし 出とし

三六七 六二 出とし 出とし

三六八 六三 出とし 出とし

三六九 六四 出とし 出とし

三七〇 六五 出とし 出とし

三七一 六六 出とし 出とし

三七二 六七 出とし 出とし

三七三 六八 出とし 出とし

三七四 六九 出とし 出とし

三七五 七〇 出とし 出とし

三七六 七一 出とし 出とし

三七七 七二 出とし 出とし

三七八 七三 出とし 出とし

三七九 七四 出とし 出とし

三八〇 七五 出とし 出とし

三八一 七六 出とし 出とし

三八二 七七 出とし 出とし

三八三 七八 出とし 出とし

三八四 七九 出とし 出とし

三八五 八〇 出とし 出とし

三八六 八一 出とし 出とし

三八七 八二 出とし 出とし

三八八 八三 出とし 出とし

三八九 八四 出とし 出とし

三九〇 八五 出とし 出とし

三九一 八六 出とし 出とし

三九二 八七 出とし 出とし

三九三 八八 出とし 出とし

三九四 八九 出とし 出とし

三九五 九〇 出とし 出とし

三九六 九一 出とし 出とし

三九七 九二 出とし 出とし

三九八 九三 出とし 出とし

三九九 九四 出とし 出とし

四〇〇 九五 出とし 出とし

四〇一 九六 出とし 出とし

四〇二 九七 出とし 出とし

四〇三 九八 出とし 出とし

四〇四 九九 出とし 出とし

四〇五 一〇〇 出とし 出とし

四〇六 一〇一 出とし 出とし

四〇七 一〇二 出とし 出とし

四〇八 一〇三 出とし 出とし

四〇九 一〇四 出とし 出とし

四一〇 一〇五 出とし 出とし

四一一 一〇六 出とし 出とし

四一二 一〇七 出とし 出とし

四一三 一〇八 出とし 出とし

四一四 一〇九 出とし 出とし

四一五 一一〇 出とし 出とし

四一六 一一一 出とし 出とし

四一七 一一二 出とし 出とし

四一八 一一三 出とし 出とし

四一九 一一四 出とし 出とし

四二〇 一一五 出とし 出とし

四二一 一一六 出とし 出とし

四二二 一一七 出とし 出とし

四二三 一一八 出とし 出とし

四二四 一一九 出とし 出とし

四二五 一二〇 出とし 出とし

四二六 一二一 出とし 出とし

四二七 一二二 出とし 出とし

四二八 一二三 出とし 出とし

四二九 一二四 出とし 出とし

四三〇 一二五 出とし 出とし

四三一 一二六 出とし 出とし

四三二 一二七 出とし 出とし

四三三 一二八 出とし 出とし

四三四 一二九 出とし 出とし

四三五 一三〇 出とし 出とし

四三六 一三一 出とし 出とし

四三七 一三二 出とし 出とし

四三八 一三三 出とし 出とし

四三九 一三四 出とし 出とし

四四〇 一三五 出とし 出とし

四四一 一三六 出とし 出とし

四四二 一三七 出とし 出とし

四四三 一三八 出とし 出とし

四四四 一三九 出とし 出とし

四四五 一四〇 出とし 出とし

四四六 一四一 出とし 出とし

四四七 一四二 出とし 出とし

四四八 一四三 出とし 出とし

四四九 一四四 出とし 出とし

四五〇 一四五 出とし 出とし

四五一 一四六 出とし 出とし

四五二 一四七 出とし 出とし

四五三 一四八 出とし 出とし

四五四 一四九 出とし 出とし

四五五 一五〇 出とし 出とし

四五六 一五一 出とし 出とし

四五七 一五二 出とし 出とし

四五八 一五三 出とし 出とし

四五九 一五四 出とし 出とし

四六〇 一五五 出とし 出とし

四六一 一五六 出とし 出とし

四六二 一五七 出とし 出とし

四六三 一五八 出とし 出とし

四六四 一五九 出とし 出とし

四六五 一六〇 出とし 出とし

四六六 一六一 出とし 出とし

四六七 一六二 出とし 出とし

四六八 一六三 出とし 出とし

四六九 一六四 出とし 出とし

四七〇 一六五 出とし 出とし

四七一 一六六 出とし 出とし

四七二 一六七 出とし 出とし

四七三 一六八 出とし 出とし

四七四 一六九 出とし 出とし

四七五 一七〇 出とし 出とし

四七六 一七一 出とし 出とし

四七七 一七二 出とし 出とし

四七八 一七三 出とし 出とし

四七九 一七四 出とし 出とし

四八〇 一七五 出とし 出とし

四八一 一七六 出とし 出とし

四八二 一七七 出とし 出とし

四八三 一七八 出とし 出とし

四八四 一七九 出とし 出とし

四八五 一八〇 出とし 出とし

四八六 一八一 出とし 出とし

四八七 一八二 出とし 出とし

四八八 一八三 出とし 出とし

四八九 一八四 出とし 出とし

四九〇 一八五 出とし 出とし

四九一 一八六 出とし 出とし

四九二 一八七 出とし 出とし

四九三 一八八 出とし 出とし

四九四 一八九 出とし 出とし

四九五 一九〇 出とし 出とし

四九六 一九一 出とし 出とし

四九七 一九二 出とし 出とし

四九八 一九三 出とし 出とし

四九九 一九四 出とし 出とし

五〇〇 一九五 出とし 出とし

五〇一 一九六 出とし 出とし

五〇二 一九七 出とし 出とし

五〇三 一九八 出とし 出とし

五〇四 一九九 出とし 出とし

五〇五 二〇〇 出とし 出とし

五〇六 二〇一 出とし 出とし

五〇七 二〇二 出とし 出とし

五〇八 二〇三 出とし 出とし

五〇九 二〇四 出とし 出とし

五一〇 二〇五 出とし 出とし

五一一 二〇六 出とし 出とし

五一二 二〇七 出とし 出とし

五一三 二〇八 出とし 出とし

五一四 二〇九 出とし 出とし

五一五 二一〇 出とし 出とし

五一六 二一一 出とし 出とし

五一七 二一二 出とし 出とし

五一八 二一三 出とし 出とし

五一九 二一四 出とし 出とし

五二〇 二一五 出とし 出とし

五二一 二一六 出とし 出とし

五二二 二一七 出とし 出とし

五二三 二一八 出とし 出とし

五二四 二一九 出とし 出とし

五二五 二二〇 出とし 出とし

五二六 二二一 出とし 出とし

五二七 二二二 出とし 出とし

五二八 二二三 出とし 出とし

五二九 二二四 出とし 出とし

五三〇 二二五 出とし 出とし

五三一 二二六 出とし 出とし

五三二 二二七 出とし 出とし

五三三 二二八 出とし 出とし

五三四 二二九 出とし 出とし

五三五 二三〇 出とし 出とし

五三六 二三一 出とし 出とし

五三七 二三二 出とし 出とし

五三八 二三三 出とし 出とし

五三九 二三四 出とし 出とし

五四〇 二三五 出とし 出とし

五四一 二三六 出とし 出とし

五四二 二三七 出とし 出とし

五四三 二三八 出とし 出とし

五四四 二三九 出とし 出とし

五四五 二四〇 出とし 出とし

五四六 二四一 出とし 出とし

五四七 二四二 出とし 出とし

五四八 二四三 出とし 出とし

五四九 二四四 出とし 出とし

五五〇 二四五 出とし 出とし

五五一 二四六 出とし 出とし

五五二 二四七 出とし 出とし

五五三 二四八 出とし 出とし

五五四 二四九 出とし 出とし

五五五 二五〇 出とし 出とし

五五六 二五一 出とし 出とし

五五七 二五二 出とし 出とし

五五八 二五三 出とし 出とし

五五九 二五四 出とし 出とし

五六〇 二五五 出とし 出とし

五六一 二五六 出とし 出とし

五六二 二五七 出とし 出とし

五六三 二五八 出とし 出とし

五六四 二五九 出とし 出とし

五六五 二六〇 出とし 出とし

五六六 二六一 出とし 出とし

五六七 二六二 出とし 出とし

五六八 二六三 出とし 出とし

五六九 二六四 出とし 出とし

五七〇 二六五 出とし 出とし

五七一 二六六 出とし 出とし

五七二 二六七 出とし 出とし

五七三 二六八 出とし 出とし

五七四 二六九 出とし 出とし

五七五 二七〇 出とし 出とし

五七六 二七一 出とし 出とし

五七七 二七二 出とし 出とし

五七八 二七三 出とし 出とし

五七九 二七四 出とし 出とし

五八〇 二七五 出とし 出とし

五八一 二七六 出とし 出とし

五八二 二七七 出とし 出とし

五八三 二七八 出とし 出とし

五八四 二七九 出とし 出とし

五八五 二八〇 出とし 出とし

五八六 二八一 出とし 出とし

五八七 二八二 出とし 出とし

五八八 二八三 出とし 出とし

五八九 二八四 出とし 出とし

五九〇 二八五 出とし 出とし

五九一 二八六 出とし 出とし

五九二 二八七 出とし 出とし

五九三 二八八 出とし 出とし

五九四 二八九 出とし 出とし

五九五 二九〇 出とし 出とし

五九六 二九一 出とし 出とし

五九七 二九二 出とし 出とし

五九八 二九三 出とし 出とし

五九九 二九四 出とし 出とし

六〇〇 二九五 出とし 出とし

六〇一 二九六 出とし 出とし

六〇二 二九七 出とし 出とし

六〇三 二九八 出とし 出とし

六〇四 二九九 出とし 出とし

六〇五 三〇〇 出とし 出とし

六〇六 三〇一 出とし 出とし

六〇七 三〇二 出とし 出とし

六〇八 三〇三 出とし 出とし

六〇九 三〇四 出とし 出とし

六一〇 三〇五 出とし 出とし

六一一 三〇六 出とし 出とし

六一二 三〇七 出とし 出とし

六一三 三〇八 出とし 出とし

六一四 三〇九 出とし 出とし

六一五 三一〇 出とし 出とし

六一六 三一〇 出とし 出とし

六一七 三一〇 出とし 出とし

六一八 三一〇 出とし 出とし

六一九 三一〇 出とし 出とし

六二〇 三一〇 出とし 出とし

六二一 三一〇 出とし 出とし

六二二 三一〇 出とし 出とし

六二三 三一〇 出とし 出とし

六二四 三一〇 出とし 出とし

六二五 三一〇 出とし 出とし

六二六 三一〇 出とし 出とし

六二七 三一〇 出とし 出とし

六二八 三一〇 出とし 出とし

六二九 三一〇 出とし 出とし

六三〇 三一〇 出とし 出とし

六三一 三一〇 出とし 出とし

六三二 三一〇 出とし 出とし

六三三 三一〇 出とし 出とし

六三四 三一〇 出とし 出とし

六三五 三一〇 出とし 出とし

六三六 三一〇 出とし 出とし

六三七 三一〇 出とし 出とし

六三八 三一〇 出とし 出とし

六三九 三一〇 出とし 出とし

六四〇 三一〇 出とし 出とし

六四一 三一〇 出とし 出とし

六四二 三一〇 出とし 出とし

六四三 三一〇 出とし 出とし

六四四 三一〇 出とし 出とし

六四五 三一〇 出とし 出とし

六四六 三一〇 出とし 出とし

六四七 三一〇 出とし 出とし

六四八 三一〇 出とし 出とし

六四九 三一〇 出とし 出とし

六五〇 三一〇 出とし 出とし

六五一 三一〇 出とし 出とし

六五二 三一〇 出とし 出とし

六五三 三一〇 出とし 出とし

六五四 三一〇 出とし 出とし

六五五 三一〇 出とし 出とし

六五六 三一〇 出とし 出とし

六五七 三一〇 出とし 出とし

六五八 三一〇 出とし 出とし

六五九 三一〇 出とし 出とし

六六〇 三一〇 出とし 出とし

六六一 三一〇 出とし 出とし

六六二 三一〇 出とし 出とし

六六三 三一〇 出とし 出とし

六六四 三一〇 出とし 出とし

六六五 三一〇 出とし 出とし

六六六 三一〇 出とし 出とし

六六七 三一〇 出とし 出とし

六六八 三一〇 出とし 出とし

六六九 三一〇 出とし 出とし

六七〇 三一〇 出とし 出とし

六七一 三一〇 出とし 出とし

六七二 三一〇 出とし 出とし

六七三 三一〇 出とし 出とし

六七四 三一〇 出とし 出とし

六七五 三一〇 出とし 出とし

六七六 三一〇 出とし 出とし

六七七 三一〇 出とし 出とし

六七八 三一〇 出とし 出とし

六七九 三一〇 出とし 出とし

六八〇 三一〇 出とし 出とし

六八一 三一〇 出とし 出とし

六八二 三一〇 出とし 出とし

六八三 三一〇 出とし 出とし

六八四 三一〇 出とし 出とし

六八五 三一〇 出とし 出とし

六八六 三一〇 出とし 出とし

六八七 三一〇 出とし 出とし

六八八 三一〇 出とし 出とし

六八九 三一〇 出とし 出とし

六九〇 三一〇 出とし 出とし

六九一 三一〇 出とし 出とし

六九二 三一〇 出とし 出とし

六九三 三一〇 出とし 出とし

六九四 三一〇 出とし 出とし

六九五 三一〇 出とし 出とし

六九六 三一〇 出とし 出とし

六九七 三一〇 出とし 出とし

六九八 三一〇 出とし 出とし

六九九 三一〇 出とし 出とし

七〇〇 三一〇 出とし 出とし

七〇一 三一〇 出とし 出とし

七〇二 三一〇 出とし 出とし

七〇三 三一〇 出とし 出とし

七〇四 三一〇 出とし 出とし

七〇五 三一〇 出とし 出とし

七〇六 三一〇 出とし 出とし

七〇七 三一〇 出とし 出とし

七〇八 三一〇 出とし 出とし

七〇九 三一〇 出とし 出とし

七一〇 三一〇 出とし 出とし

七一一 三一〇 出とし 出とし

七一二 三一〇 出とし 出とし

七一三 三一〇 出とし 出とし

七一四 三一〇 出とし 出とし

七一五 三一〇 出とし 出とし

七一六 三一〇 出とし 出とし

七一七 三一〇 出とし 出とし

七一八 三一〇 出とし 出とし

七一九 三一〇 出とし 出とし

七二〇 三一〇 出とし 出とし

七二一 三一〇 出とし 出とし

七二二 三一〇 出とし 出とし

七二三 三一〇 出とし 出とし

七二四 三一〇 出とし 出とし

七二五 三一〇 出とし 出とし

七二六 三一〇 出とし 出とし

七二七 三一〇 出とし 出とし

七二八 三一〇 出とし 出とし

七二九 三一〇 出とし 出とし

七三〇 三一〇 出とし 出とし

七三一 三一〇 出とし 出とし

七三二 三一〇 出とし 出とし

七三三 三一〇 出とし 出とし

七三四 三一〇 出とし 出とし

七三五 三一〇 出とし 出とし

七三六 三一〇 出とし 出とし

七三七 三一〇 出とし 出とし

七三八 三一〇 出とし 出とし

七三九 三一〇 出とし 出とし

七四〇 三一〇 出とし 出とし

七四一 三一〇 出とし 出とし

七四二 三一〇 出とし 出とし

七四三 三一〇 出とし 出とし

七四四 三一〇 出とし 出とし

七四五 三一〇 出とし 出とし

七四六 三一〇 出とし 出とし

七四七 三一〇 出とし 出とし

七四八 三一〇 出とし 出とし

七四九 三一〇 出とし 出とし

七五〇 三一〇 出とし 出とし

七五一 三一〇 出とし 出とし

七五二 三一〇 出とし 出とし

七五三 三一〇 出とし 出とし

七五四 三一〇 出とし 出とし

七五五 三一〇 出とし 出とし

七五六 三一〇 出とし 出とし

七五七 三一〇 出とし 出とし

七五八 三一〇 出とし 出とし

七五九 三一〇 出とし 出とし

七六〇 三一〇 出とし 出とし

七六一 三一〇 出とし 出とし

七六二 三一〇 出とし 出とし

七六三 三一〇 出とし 出とし

七六四 三一〇 出とし 出とし

七六五 三一〇 出とし 出とし

七六六 三一〇 出とし 出とし

七六七 三一〇 出とし 出とし

七六八 三一〇 出とし 出とし

七六九 三一〇 出とし 出とし

七七〇 三一〇 出とし 出とし

七七一 三一〇 出とし 出とし

七七二 三一〇 出とし 出とし

七七三 三一〇 出とし 出とし

七七四 三一〇 出とし 出とし

七七五 三一〇 出とし 出とし

七七六 三一〇 出とし 出とし

七七七 三一〇 出とし 出とし

七七八 三一〇 出とし 出とし

七七九 三一〇 出とし 出とし

七八〇 三一〇 出とし 出とし

七八一 三一〇 出とし 出とし

七八二 三一〇 出とし 出とし

七八三 三一〇 出とし 出とし

七八四 三一〇 出とし 出とし

七八五 三一〇 出とし 出とし

七八六 三一〇 出とし 出とし

七八七 三一〇 出とし 出とし

七八八 三一〇 出とし 出とし

七八九 三一〇 出とし 出とし

七九〇 三一〇 出とし 出とし

七九一 三一〇 出とし 出とし

七九二 三一〇 出とし 出とし

七九三 三一〇 出とし 出とし

七九四 三一〇 出とし 出とし

七九五 三一〇 出とし 出とし

七九六 三一〇 出とし 出とし

七九七 三一〇 出とし 出とし

七九八 三一〇 出とし 出とし

七九九 三一〇 出とし 出とし

八〇〇 三一〇 出とし 出とし

八〇一 三一〇 出とし 出とし

八〇二 三一〇 出とし 出とし

八〇三 三一〇 出とし 出とし

八〇四 三一〇 出とし 出とし

八〇五 三一〇 出とし 出とし

八〇六 三一〇 出とし 出とし

八〇七 三一〇 出とし 出とし

八〇八 三一〇 出とし 出とし

八〇九 三一〇 出とし 出とし

八一〇 三一〇 出とし 出とし

八一一 三一〇 出とし 出とし

八一二 三一〇 出とし 出とし

八一三 三一〇 出とし 出とし

八一四 三一〇 出とし 出とし

八一五 三一〇 出とし 出とし

八一六 三一〇 出とし 出とし

八一七 三一〇 出とし 出とし

八一八 三一〇 出とし 出とし

八一九 三一〇 出とし 出とし

八二〇 三一〇 出とし 出とし

八二一 三一〇 出とし 出とし

八二二 三一〇 出とし 出とし

八二三 三一〇 出とし 出とし

八二四 三一〇 出とし 出とし

八二五 三一〇 出とし 出とし

八二六 三一〇 出とし 出とし

八二七 三一〇 出とし 出とし

八二八 三一〇 出とし 出とし

八二九 三一〇 出とし 出とし

八三〇 三一〇 出とし 出とし

八三一 三一〇 出とし 出とし

八三二 三一〇 出とし 出とし

八三三 三一〇 出とし 出とし

八三四 三一〇 出とし 出とし

八三五 三一〇 出とし 出とし

八三六 三一〇 出とし 出とし

八三七 三一〇 出とし 出とし

八三八 三一〇 出とし 出とし

八三九 三一〇 出とし 出とし

八四〇 三一〇 出とし 出とし

八四一 三一〇 出とし 出とし

八四二 三一〇 出とし 出とし

八四三 三一〇 出とし 出とし

八四四 三一〇 出とし 出とし

八四五 三一〇 出とし 出とし

八四六 三一〇 出とし 出とし

八四七 三一〇 出とし 出とし

八四八 三一〇 出とし 出とし

八四九 三一〇 出とし 出とし

八五〇 三一〇 出とし 出とし

八五一 三一〇 出とし 出とし

八五二 三一〇 出とし 出とし

八五三 三一〇 出とし 出とし

八五四 三一〇 出とし 出とし

八五五 三一〇 出とし 出とし

八五六 三一〇 出とし 出とし

八五七 三一〇 出とし 出とし

八五八 三一〇 出とし 出とし

八五九 三一〇 出とし 出とし

八六〇 三一〇 出とし 出とし

八六一 三一〇 出とし 出とし

八六二 三一〇 出とし 出とし

八六三 三一〇 出とし 出とし

八六四 三一〇 出とし 出とし

八六五 三一〇 出とし 出とし

八六六 三一〇 出とし 出とし

八六七 三一〇 出とし 出とし

八六八 三一〇 出とし 出とし

八六九 三一〇 出とし 出とし

八七〇 三一〇 出とし 出とし

八七一 三一〇 出とし 出とし

八七二 三一〇 出とし 出とし

八七三 三一〇 出とし 出とし

八七四 三一〇 出とし 出とし

八七五 三一〇 出とし 出とし

八七六 三一〇 出とし 出とし

八七七 三一〇 出とし